

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	関東地方整備局	水資源機構	気象庁	埼玉県	
1) ハード対策の主な取組									
■洪水を河川内で安全に流す対策									
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整	さいたま築堤工事を継続して実施中。				
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整	・笹目橋(右岸)の対策工事が完了(H29.7) ・笹目橋(左岸)の対策工事が完了(H31.1) ・羽根倉橋の対策を実施中 ・治水橋の対策をR2年度より着手予定				
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整	樹木伐採、河道掘削を継続して実施中。				
■危機管理型ハード対策									
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整	・熊谷市明戸地先、東松山市葛袋地先等で整備を実施。				
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備									
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理型水位計やCCTVカメラ)の設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県	・平成29年度に危機管理型水位計整備計画を作成し、平成30年度に氾濫ブロック毎の危険箇所や堤防監視箇所、水位観測所間の補完のため、追加で16箇所を整備完了。 ・R2年度に危機管理型水位計11台、簡易型河川監視カメラ71台増設。			・危機管理型水位計20箇所及び簡易型河川カメラ21箇所を設置【R2年度】	
6	・情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町					
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	・令和元年東日本台風において、水のうを使用し、高麗川の越水を防いだ ・令和2年度に水のう240m追加配備。			・水防資機材の補充・追加等の際には、新技術を活用した水防資機材の配備を検討予定【継続】	
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	・水防新技術見学会を平成29年度より開催			・水防資機材の補充・追加等の際には、新技術を活用した水防資機材の配備を検討予定【継続】	
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県	・排水機場の耐水化について概略設計を実施中 ・遠隔操作設備は、事務所(メイン)・川島排水機場(サブ)のシステムを構築済み	武蔵水路における、排水機場及び水門、放流口の遠隔操作化は改築事業で実施済み。		浸水時においても排水活動を継続するための施設の耐水化を検討予定【令和2年度】。	
9-1	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・県・市町	・浸水時における災害対応継続のための施設整備について概略設計を実施。			県庁は浸水想定区域外のため、対象外。	
9-2	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・県・市町	・機械設備について、停電時に可搬型の発電機を保有。			県庁は浸水想定区域外のため、対象外。	
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整	・西遊馬防災ステーションについて、盛土工事を継続して実施中。 ・車両交換場所、水防拠点等について整備箇所を順次整備して行く。				
11-1	・広域避難計画に必要な避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	・今後も広域避難計画について各自治体と検討を進めていく。				
11-2	・広域避難計画に必要な避難路の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	・今後も広域避難計画について各自治体と検討を進めていく。				
2) ソフト対策の主な取組									
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組									
■的確な避難行動を取るための情報提供									
12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H29年度から順次実施	関東地整・県	・平成29年5月1日より緊急速報メールを配信 ・令和元年東日本台風において、越辺川、都幾川に関する緊急速報メールを発信			・県管理洪水予報河川について、プッシュ型配信を開始した ・県管理水位周知河川について、アラートを活用した情報提供を開始した【H30年度】	
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県	・荒上HPでのCCTVカメラ提供箇所を19箇所から27箇所へ拡充済み ・R2年度に危機管理型水位計11台、簡易型河川監視カメラ71台増設。 ・武蔵水路において、2箇所の水門ライブカメラを設置し平成29年6月より映像配信を開始した。さらにカメラを増設し平成30年10月より映像配信を開始した。	・ダムは操作状況に関するリアルタイム広報について、自動化による安定した情報発信を開始した【平成29年度】。 ・「川の防災情報」など防災ポータルへの情報提供を行う【継続実施】。 ・武蔵水路において、2箇所の水門ライブカメラを設置し平成29年6月より映像配信を開始した。さらにカメラを増設し平成30年10月より映像配信を開始した。		・Yahooサイトで包括的連携協定に基づき、河川監視カメラ映像の提供を開始した【H29年度】	
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁			・大雨等顕著現象が予想される時、「防災メール」による自治体への解説と助言、ホットラインによる首長への助言を実施。 ・洪水警報の危険度分布において、洪水予報河川の増水に起因する内水氾濫(湛水型の内水氾濫)の危険度を表示できるよう改善(令和2年5月28日)。 ・大雨特別警報解除後の洪水への警戒を促すため、特別警報の解除を警報への切替と表現するとともに、警報への切替に合わせて、最高水位の見込みや最高水位となる時間帯などの今後の洪水の見込みの情報を府県気象情報で発表(令和2年6月18日)。 ・大雨・洪水警報注意報基準値について、確認・評価を行い適切な基準値へ見直し。また洪水警報の危険度分布に河川を新たに追加した(令和2年8月6日)。 ・大雨特別警報の発表基準を雨を要因とする基準に一元化するなど、大雨特別警報と「警戒レベル」の関係を確認した(令和2年8月24日)。 ・24時間以内に台風が発達する見込みの熱帯低気圧についても、5日先までの予報を提供(令和2年9月9日)		
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	・地元メディアへ洪水予報等をより的確に伝達するための内容や伝達方法等の改善について懇談会を実施予定	・定期的に地元記者クラブを対象に意見交換会や見学会を開催し、災害時のダムの操作等について理解促進を図っている。 ・地元コミュニティFM放送局「ちびエフエム」との間で、災害時には通常放送に優先して災害情報を放送する、災害情報の放送に関する協定を締結。		・アラートを活用した洪水情報の発信について、災害時対応協定に基づく地元メディアとの連携強化を検討予定【H30年度】	
16-1	・市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	・今後も継続して自治体との光ケーブル接続を進めていく			・災害オペレーション支援システムによる情報共有	
16-2	・災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	・今後も継続して自治体との光ケーブル接続を進めていく			・災害オペレーション支援システムによる情報共有	
17	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・県・市町	・ホットライン構築済み ・出水期前にホットラインによる情報共有の演習を実施				
18	・洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整	・洪水予報や、緊急速報メールを警戒レベルが分かる発表文に見直した。				

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	関東地方整備局	水資源機構	気象庁	埼玉県
■具体的な取組(県・市町)調査項目								
19	避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成 ・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D.F	H28年度から順次実施	関東地整	・氾濫ブロック毎(市町毎)の危険水位を設定し、各自治体へ提供済み			
20	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破壊後を含めた、避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成	C.E.G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	・タイムライン作成のための、破壊地点別の時系列氾濫シミュレーションや危険水位等の資料提供。 ・平成29年12月7日にタイムライン勉強会を開催			
21	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	K.P.Q	H28年度から定期的に実施	協議会全体	・タイムラインに合わせて関係機関と連動したロールプレイング型式の訓練について検討、実施。	・洪水期前に洪水対応演習(洪水予測、防災操作、ダム放流情報発信、関係機関への伝達・連絡等)を実施するとともに、関係機関のタイムラインと連携のとれた情報発信等について検討中。	・自治体訓練への参加や支援	訓練への参加、支援を実施していく【H30年度】
22	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C.E.F.G	R1年度から順次実施	協議会全体	・令和元年東日本台風を踏まえて、各自治体のタイムラインの課題を確認し、避難判断基準等の見直しに向けて課題や改善点等の共有を行う。	浸水想定図作成後に地元自治体と調整のうえ、避難訓練(警報局からの異常洪水時防災操作時のサイレン・スピーカー吹鳴訓練含む)の開催を予定。	・避難勧告等発令の判断基準等の見直し等について必要に応じた助言等を行う。	
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援								
23-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・県	・荒川水系洪水浸水想定区域図の公表(H28.5) ・家屋倒壊等氾濫危険区域図の公表(H29.5) ・氾濫流の広がりや到達時間等の情報提供に資する氾濫シミュレーションの公表<浸水ナビ>(H29.7) ・ダム下流部における浸水想定図を河川管理者と調整中(R2)			埼玉県管理河川の全河川の浸水想定区域図を公表した。【令和2年度】
23-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・機構	・荒川水系洪水浸水想定区域図の公表(H28.5) ・家屋倒壊等氾濫危険区域図の公表(H29.5) ・氾濫流の広がりや到達時間等の情報提供に資する氾濫シミュレーションの公表<浸水ナビ>(H29.7) ・ダム下流部における浸水想定図を河川管理者と調整中(R2)	想定最大規模降雨におけるダム下流部の浸水想定図を作成(R2.4)。浸水想定を「水害リスク情報図」として、ダム下流部の河川管理者が公表(R2.5)。		
24-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施	A.D	H30年度から順次実施	関東地整	・浸水被害軽減地区指定候補箇所を抽出し、各自治体へ情報提供済み。			
24-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A.D	H30年度から順次実施	県・市町				浸水想定区域図の見直しに際し、浸水エリア拡大を抑制する効果があると予想される地形等の情報を把握した場合には、地元市町村への情報提供を適宜行っていく。
25-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	R2年度	市町				
25-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)	H	R2年度	関東地整	・住民避難の取組支援の実績を有する専門家を抽出し、紹介。 ・協議会において、活用事例等について引き続き共有を行う。			
26-1	・広域避難計画の策定	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	・荒川右岸・入間川左岸ブロックにおいて先行して、広域避難計画策定に向けた検討を実施し、検討報告としてとりまとめ。検討会で得られた課題や知見についてはブロック会議等を通じて共有済み。 ・令和2年度に2ブロックについて検討会を開催し、広域避難先や避難タイミング等について検討。 ・今後も引き続き広域避難について支援を行っていく。			広域避難検討会での検討を踏まえ、自治体の広域避難計画の策定や市町村間の協定締結を支援していく。【H30年度～】
26-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	・荒川右岸・入間川左岸ブロックにおいて先行して、広域避難計画策定に向けた検討を実施し、検討報告としてとりまとめ。検討会で得られた課題や知見についてはブロック会議等を通じて共有済み。 ・令和2年度に2ブロックについて検討会を開催し、広域避難先や避難タイミング等について検討。 ・今後も引き続き広域避難について支援を行っていく。			広域避難検討会での検討を踏まえ、自治体の広域避難計画の策定や市町村間の協定締結を支援していく。【H30年度～】
27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	・各自治体の事例については協議会等の場を通じて引き続き共有していく。			
28-1	・要配慮者利用施設の避難計画の作成	O	R3年度	市町				

具体的取組の柱		課題	目標時期	取組機関	関東地方整備局	水資源機構	気象庁	埼玉県
28-2	具体的取組(県・市町調査項目) ・要配慮者利用施設の避難訓練の支援	O	R3年度	市町				
29-1	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用	I	H28年度から順次実施	市町				
29-2	・避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	H28年度から順次実施	市町				
30	・応急的な避難場所の確保	I	R1年度から順次実施	関東地整・市町	・各自自治体の事例について、協議会等の場を通じて引き続き共有していく。			
31	・避難訓練への地域住民の参加促進	H	R1年度から順次実施	市町				
32-1	・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	O	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	・協議会を通じて事例の共有をする。 ・令和2年度に4自治体において、避難確保計画作成支援を実施。			
32-2	・要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	O	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	・協議会を通じて事例の共有をする。 ・令和2年度に4自治体において、避難確保計画作成支援を実施。			
33-1	・地区防災計画の作成	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整	・住民避難の取組支援の実績を有する専門家を抽出し、紹介。 ・各自自治体のマイ・タイムライン作成の手引きを作成。 ・令和2年度に4自治体においてマイ・タイムラインの講習会を実施			
33-2	・地域の防災リーダー育成に関する支援	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整	・各自自治体のマイ・タイムライン作成の手引きを作成。 ・令和2年度に4自治体においてマイ・タイムラインの講習会を実施			
34	・地域防災力の向上のための人材育成	O,P,Q	R1年度から順次実施	関東地整	・令和元年度、防災に対する関心が高い地区である上尾市をモデル地区として、上尾市の防災士を対象にマイ・タイムライン作成のためのワークショップを実施。 ・各自自治体のマイ・タイムライン作成の手引きを作成。 ・令和2年度に4自治体においてマイ・タイムラインの講習会を実施			
■防災教育や防災知識の普及・啓蒙								
35	・防災に関する説明会の開催	B,K	H28年度から順次実施	協議会全体	・カスリーン台風から70年イベントとしてパネル展示、公開講座、現場見学会を開催 ・引き続き出前講座等において、説明を行っていく。	・ダムに関する防災操作説明会を毎年継続するとともに、わかりやすい情報提供に努める。【継続実施】	・関係機関の要望に応じて連携実施する。 ・市町村危機管理・防災担当主管課長会議にて、大雨洪水警報等の基準変更、大雨特別警報切替時の河川氾濫に対する注意喚起、大雨特別警報の改善について説明した(令和2年8月28日)。	市町村職員を対象とした水防連絡調整会を実施した【継続】
36	・教員を対象とした講習会の実施	K	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県・市町	・川が果たす役割やそこに暮らす人々の営みなどを学習し、河川に対する理解を深めて頂くことを目的とした、小学生向けの副読本である「荒川読本」について、小学校教諭の研修会資料として提供した。 ・令和元年度、小・中学校の教員を対象とした防災教育現場研修会を実施。	平成31年2月、副読本「わたしたちのまち行田」改訂編集委員会と武蔵水路内水排除について研修会を実施。	・防災教育の支援のための防災情報の利活用等についての講習を実施する。 ・「学校安全総合支援事業」第1回草加市実践委員会にて埼玉県学校防災アドバイザーとして気象台から「防災気象情報を活用した防災対応について」指導・助言(令和2年10月7日)。	・要望に応じて啓発資料の配布、研修等を実施していく【継続】
37-1	・小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	・お天気キャスター(気象予報士)を講師に迎え、小学生を対象とした「お天気防災教室」を開催 ・荒川読本【水防編】を埼玉県内各小学校教員にデータを提供。 ・令和元年度、小学校の公開事業において、荒川読本【水防編】を使用した社会科の授業を行った。 ・今後、中学生を対象とした支援も実施していく。		・台風・豪雨等から「自らの命は自らが守る」基本的な知識ととるべき行動を自ら学んでいただけるように学習教材(eラーニング)を気象庁HPにて提供開始(令和2年5月28日) ・防災教育の支援のための防災情報の利活用等について、要望に応じて講習を実施する。	
37-2	・中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町			・台風・豪雨等から「自らの命は自らが守る」基本的な知識ととるべき行動を自ら学んでいただけるように学習教材(eラーニング)を気象庁HPにて提供開始(令和2年5月28日) ・防災教育の支援のための防災情報の利活用等について、要望に応じて講習を実施する。	
38	・出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県	・さいたま市自治会、川越市自治会、鴻巣市自治会、川島町自治会、埼玉大学教育学部附属小学校などで出前講座を実施。	・関係機関の要望に応じて実施する。【引き続き実施】 ・平成30年12月鴻巣市民大学で出前講座を実施。 ・令和2年12月秩父市において出前講座実施。	・自治体、要配慮者利用施設、自治会等へ防災情報の利活用等について出前講座等を活用した講習を実施する。 ・地域における防災対応推進を図る目的で、地方公共団体防災担当者向けに開発した「気象防災ワークショッププログラム」により、コロナ禍においても、多くの地方公共団体の参加とグループワークを可能とする「オンラインワークショップ」を実施(令和2年11月30日、12月16日)。	・出前講座を実施した。今後も要望に応じて実施していく【継続】
39	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	K	R1年度から順次実施	関東地整・機構・県	・協議会の場を通じてダムや堤防等の施設についての効果や昨日等の説明資料について共有。	令和元年度洪水期までにダム放流通知文(FAX)の文書の全面改訂を行うとともに、異常洪水時防災操作(非常用洪水吐きからの越流を含む)に係る関係機関への情報提供のタイミングの見直し(追加)を行った。		
■洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組								
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化								
40	・水防団や地域住民が参加する洪水に対する共同点検	R	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	・水防団と共に地域住民にも声掛けを行い、重要水防箇所や危険箇所などについて、共同点検を実施。			・国管理河川の重要水防箇所合同点検に参加した。 ・県管理河川の重要水防箇所合同点検の実施した。【継続】
41-1	・水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	・引き続き協議会を通じて事例の共有を行う。			・水防管理団体が行う水防訓練に参加した。 ・利根川水系連合・総合水防演習を開催した。【継続】 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
41-2	・水防団強化を目的とした、水防団での連携・協力に関する検討	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	・関係機関と共同で水防団強化につながる実働水防訓練を実施する。 ・水防新技術見学会を開催 ・水防体制強化策を自治体毎に検討し、検討結果を各自治体に提供済み。			・水防管理団体が行う水防訓練に参加した。 ・利根川水系連合・総合水防演習を開催した。【継続】 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
41-3	・水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	・関係機関と共同で水防団強化につながる実働水防訓練を実施する。 ・水防新技術見学会を開催 ・水防体制強化策を自治体毎に検討し、検討結果を各自治体に提供済み。			・水防管理団体が行う水防訓練に参加した。 ・利根川水系連合・総合水防演習を開催した。【継続】 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
42	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広範の進め方の検討	S	引き続き実施	市町				
43	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	U	H28年度から順次実施	市町				
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立								
44-1	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構	二瀬ダムにおいて治水容量を最大限活用し、治水効果をより一層高めるために平成28年度より事前放流、異常洪水時防災操作、特別防災操作について、過去の出水によるシミュレーションを行い、効果があるのかを検討した。 事前放流実施要領をR2年度に策定。	・滝沢ダム及び浦山ダムについて、洪水調節機能を最大限活用する運用方法に関する操作規則の点検を実施した【H28~29年度】。 ・各ダムの事前放流実施要領をR2.5年に策定		
44-2	・「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構	二瀬ダムにおいて治水容量を最大限活用し、治水効果をより一層高めるために平成28年度より事前放流、異常洪水時防災操作、特別防災操作について、過去の出水によるシミュレーションを行い、効果があるのかを検討した。 事前放流実施要領をR2年度に策定。	・滝沢ダム及び浦山ダムについて、洪水調節機能を最大限活用する運用方法に関する操作規則の点検を実施した【H28~29年度】。 ・各ダムの事前放流実施要領をR2.5年に策定。		
45	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	AA	R1年度から順次実施	関東地整	・今後検討していく			
■最も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組								
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施								
46	・既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成	Z	H28年度から順次実施	関東地整・機構・市町	・荒川及び入間川流域において、排水作業準備計画を策定。	・「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定(平成28年6月締結)」に基づき、平成29年6月関東地方整備局と所有する機材等に係る最新情報の共有を図った。 ・排水支援が必要な場合に要請が円滑に行われるよう情報共有を行う。【継続実施中】 ・排水支援に即応できる様、これまでの稼働実績を考慮した排水ポンプ車運転マニュアルを適宜更新。【継続実施中】		・必要に応じて検討していきます。【継続】
47	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	H28年度から順次実施	協議会全体	・上記排水計画に基づき、排水訓練を実施する。 ・災害対策機器操作訓練、宮下樋管における排水訓練等は継続して実施	・排水支援が必要な場合に要請が円滑に行われるよう、連絡体制を整備する。【継続実施中】 ・排水訓練に協力する。【継続実施中】 ・排水支援に即応できる様、平成29年12月、平成30年10月、令和元年11月、令和2年10月に排水ポンプ車設置・操作訓練を実施した。	・自治体訓練への支援	・必要に応じて検討していきます。【継続】

具体的な取組の柱				さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	
1)ハード対策の主な取組								
■洪水を河川内で安全に流す対策								
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整				
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整				
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整				
■危機管理型ハード対策								
4	・堤防天端の保護、裏法灰の補強	AD	R2年度	関東地整				
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備								
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理型)水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県				
6	・情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町	重要水防箇所周辺の防災行政無線(子局)を予め選定し、放送準備をしておく。(防災行政無線を市内572か所に整備済み) ・防災行政無線の内容をメールで配信するサービスの実施及びメール登録の推進を行った。また、スマートフォンアプリ(Yahoo!防災速報)での情報発信が行える体制を整備し、情報伝達手段の改善を図った。 ・令和2年度から携帯電話等を所持しておらず、情報の受け取りが困難な高齢者等を対象として、防災行政無線にて配信する避難所開設や避難勧告等の情報を電話・FAXにより配信するサービスを実施している。	・平成27年度からの5箇年計画で防災行政無線のデジタル化を実施した。 ・テレビ埼玉と文字情報による配信契約を締結し、平成29年1月より防災情報の発信を開始した。 ・防災行政無線、エリアメール、登録制の防災情報メール、ツイッター、フェイスブック、市ホームページ、テレビのデータ放送、自治会長への連絡により情報伝達を行っている。	・市内全域の防災行政無線のデジタル化整備工事を完了した。 ・災害時、庁舎の操作車が使用できない場合に備え、非常用親局を整備した。 ・熊谷市北関東熊谷・深谷局と協定を締結し、各家庭に設置した装置から防災無線情報を聴けるジェイコム簡易告知放送サービスを開始した。 ・地元コミュニティFM「FMクマガヤ」と防災情報の緊急放送に関する協定を締結済み。	防災行政無線のデジタル化は平成28年度に完了。計画的に子局増設を実施している。 防災無線メール、ヤフー防災速報アプリでの情報配信を随時実施している。
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	市が保有する全ての可搬ポンプについて点検整備を実施した。今後、資機材等の拡充について検討を行う。	水防倉庫により資機材を保管している。	水防倉庫に保管している資機材を水防演習実施時期に併せて整備・点検を実施している。	
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	市が保有する全ての可搬ポンプについて点検整備を実施した。今後、資機材等の拡充について検討を行う。	水防倉庫により資機材を保管している。	水防倉庫に保管している資機材を水防演習実施時期に併せて整備・点検を実施している。	
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県				
9-1	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・市町	本市災害対策本部設置予定場所(本庁舎)は浸水想定に含まれていない。 対象施設:川越市役所本庁舎 本庁舎は浸水想定区域外	対象施設:熊谷市役所本庁舎 【平成27年度実施済】自家発電装置を地下から屋上に移設済み	対応済み。	
9-2	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・市町	本市災害対策本部設置予定場所(本庁舎)は浸水想定に含まれていない。 対象施設:川越市役所本庁舎 本庁舎は浸水想定区域外	対象施設:熊谷市役所本庁舎 【平成27年度実施済】自家発電装置を地下から屋上に移設済み	対応済み。	
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整				
11-1	・広域避難計画に必要となる避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	市内隣接区への避難を想定した広域避難計画を作成。荒川氾濫時に区域の大半が浸水する「西区・桜区・南区」においては、隣接区の避難場所を確保。避難経路については洪水ハザードマップにて周知。	広域避難計画に必要となる避難場所、避難路の整備について検討を行う予定。 ハザードマップ更新に伴い、群馬県太田市と締結済みの協定に基づき、妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民が、群馬県太田市の施設を避難所として使用できるよう、改めて太田市と調整し、了解を得た。	市内浸水想定区域外地域の避難場所を確保。避難経路については検討中。	
11-2	・広域避難計画に必要となる避難路の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	市内隣接区への避難を想定した広域避難計画を作成。荒川氾濫時に区域の大半が浸水する「西区・桜区・南区」においては、隣接区の避難場所を確保。避難経路については洪水ハザードマップにて周知。	広域避難計画に必要となる避難場所、避難路の整備について検討を行う予定。 ハザードマップ更新に伴い、群馬県太田市と締結済みの協定に基づき、妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民が、群馬県太田市の施設を避難所として使用できるよう、改めて太田市と調整し、了解を得た。	市内浸水想定区域外地域の避難場所を確保。避難経路については検討中。	
2)ソフト対策の主な取組								
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組								
■的確な避難行動を取るための情報提供								
12	・緊急避難メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H29年度から順次実施	関東地整・県				
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県				
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁				
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・市町	テレビ埼玉とテレビ玉市町村データ放送サービス利用業務契約の締結済。CityFMさいたま株式会社、株式会社エフエムナックファイブ、ジェイコム埼玉・東日本と協定締結済。	・テレビ埼玉と文字情報による配信契約を締結し、平成29年1月より防災情報の発信を開始した。 ・川越新聞記者会に、市からの災害時の情報(災害対策本部会議での資料等)について情報提供している。(パブリシティシートによる提供)	・ホームページ、登録制メール、SNSでの情報伝達に加え、熊谷市北関東熊谷・深谷局と協定を締結し、ケーブルテレビネットワークを通じて家の中でも防災行政無線放送が聴ける「防災情報サービス」を開始した。 ・地元コミュニティFM「FMクマガヤ」と防災情報の緊急放送に関する協定を締結済み。	近隣市と災害時の相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定を締結している。
16-1	・市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	・注意水位超過など水位情報及び雨量情報、各区役所及び消防機関へ情報伝達している。 平成29年度に本庁舎、保健所、消防局と災害拠点病院を含む医療施設との情報伝達手段として、IP無線を導入した。	・市内の主要病院に対し、氾濫注意水位超過などの水位情報をFAX通知している。	平成28年度にインターネットを利用した情報共有システムを導入し、災害初期における情報収集及び情報共有が一元管理することができ、迅速な災害対応が可能となった。	
16-2	・災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	・注意水位超過など水位情報及び雨量情報、各区役所及び消防機関へ情報伝達している。 平成29年度に本庁舎、保健所、消防局と災害拠点病院を含む医療施設との情報伝達手段として、IP無線を導入した。	・市内の主要病院に対し、氾濫注意水位超過などの水位情報をFAX通知している。	平成28年度にインターネットを利用した情報共有システムを導入し、災害初期における情報収集及び情報共有が一元管理することができ、迅速な災害対応が可能となった。	
17	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・県・市町	・ホットラインにより情報提供された内容を、避難情報発令等の災害対応策を実施する際の検討材料として活用。 ホットラインは構築済である。	・荒川上流河川事務所とホットライン連絡先の確認済み。	ホットライン連絡先として事務局担当者(危機管理課長)の連絡先を共有済み。	
18	・洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整				

具体的な取組の柱		さいたま市	川越市	熊谷市	川口市
■避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成					
19	・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D.F H28年度から順次実施	関東地整		
20	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破壊後を含めた、避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成	C.E.G H28年度から順次実施	関東地整・市町	作成済みのタイムラインを検証していく中で、氾濫流の広域拡散についても考慮していく。	平成28年度に洪水対応タイムラインを作成し、以降随時更新している。令和元年東日本台風の経験も踏まえ、住民による避難所運営協力を明記した令和2年度版タイムラインを更新した。
21	・タイムラインに基づく市長等も参加した実践的な訓練	K.P.Q H28年度から定期的実施	協議会全体	職員を対象に毎年度実施している応急水害対策訓練の内容について検討を行う予定。	今後、実施を検討する。
22	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C.E.F.G R1年度から順次実施	協議会全体	水害を想定した図上訓練等の際に、避難勧告等発令の対象区域、判断基準等を確認。訓練結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施。	今後、実施を検討する。
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援					
23-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A.D H28年度から順次実施	関東地整・県		
23-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A.D H28年度から順次実施	関東地整・機構		
24-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施	A.D H30年度から順次実施	関東地整		
24-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A.D H30年度から順次実施	県・市町	現段階で地区の指定は検討していない。	今後対応について検討する。
25-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H R2年度	市町	平成29年度に想定最大規模降雨に対応した荒川版ハザードマップを作成した。市内全戸に配布した。(平成30年12月)また、国土交通省が令和元年6月20日付で変更・公表した洪水浸水想定区域の浸水区域にあわせた荒川・入間川流域洪水ハザードマップに更新した。	令和2年度、想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップを作成した。
25-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)	H R2年度	関東地整		平成30年1月に想定最大規模降雨に対応したハザードマップを掲載した、防災ハンドブックを全戸配布を行った。また、各公共施設窓口においても配布を行っている。 ※令和3年度6月改訂
26-1	・広域避難計画の策定	H.J.Q R2年度	関東地整・県・市町	平成29年度にモデル地区を定め、広域避難計画を策定した。そのノウハウをもとに、他区についても令和元年度までに避難計画策定を実施した。さらに、令和元年東日本台風における広域避難の課題を踏まえ、計画の修正を検討している。	市町村間の相互応援協力は締結済。広域避難については今後検討を行う予定。
26-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H.J.Q R2年度	関東地整・県・市町	平成29年度にモデル地区を定め、広域避難計画を策定した。そのノウハウをもとに、他区についても令和元年度までに避難計画策定を実施した。さらに、令和元年東日本台風における広域避難の課題を踏まえ、計画の修正を検討している。	市町村間の相互応援協力は締結済。広域避難については今後検討を行う予定。
27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や活用事例の共有	K H28年度から順次実施	関東地整・市町	平成28年度から実施している。	広告付きの避難場所等案内看板を電柱に設置するための協定を電力会社と締結した。
28-1	・要配慮者利用施設の避難計画の作成	O R3年度	市町	・対象となる配慮者利用施設へ計画の作成と避難訓練の実施を推進した。 ・令和2年度庁内所管課と調整し、対象施設を地域防災計画へ位置付ける対象施設を整理した。	平成30年11月に避難確保計画講習会で先進事例の取り組みを紹介し、対象となる要配慮者利用施設と情報を共有した。また、国土交通省のモデル事業で要配慮者利用施設を対象に避難確保計画作成講習会を実施した。
				市内防災行政無線(約200箇所程度)への浸水深表示を実施済み【H30年度】	自分の居る場所の浸水状況がスマートフォンを見ながら確認できる「川口市ハザードマップアプリ」を配信しているが、現想定に30年度更新。防災ハンドブックを1月に発刊し、配布をおこなっている。
				浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に「避難確保計画の作成に関する説明会」を実施し、計画作成・提出の促進を図った【平成29年度】	対象施設管理者に対し、出前講座などの機会を捉えて計画の作成及び訓練の実施について促している。
				また、非常時に円滑な情報伝達が行えるよう対象施設に対して氾濫注意水位FAX通知訓練を実施した。【平成30年度】	

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川崎市	熊谷市	川口市
28-2	・要配慮者利用施設の避難訓練の支援	O	R3年度	市町	・対象となる要配慮者利用施設へ計画の作成と避難訓練の実施を推進した。 ・令和2年度庁内所管課と調整し、対象施設を地域防災計画へ位置付ける対象施設を整理した。	平成30年11月に避難確保計画講習会で先進事例の取り組みを紹介し、対象となる要配慮者利用施設と情報を共有した。また、国土交通省のモデル事業で要配慮者利用施設を対象に避難確保計画作成講習会を実施した。	浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に「避難確保計画の作成に関する説明会」を実施し、計画作成・提出の促進を図った【平成29年度】 また、非常時に円滑な情報伝達が行えるように対象施設に対して氾濫注意水位FAX通知訓練を実施した。【平成30年度】	対象施設管理者に対し、出前講座などの機会を捉えて計画の作成及び訓練の実施について促している。
29-1	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用	I	H28年度から順次実施	市町	本市としては、戸建て住宅中心の自治会と高層マンション管理組合が事前に住民を避難させていただくような事前協定を結ぶように推奨している。	・指定避難所となる学校の体育館以外の校舎等のスペースを避難場所として確保した。 ・指定避難所以外の公共施設や民間施設を水害時における一時的な避難場所として確保した。	浸水区域内の民間立体駐車場や、避難所付近の民間駐車場と協定を締結し、一部の地区において災害時の駐車場開放を確保した。	地域において絶対数が不足した場合は隣接する避難所に移動するか、公民館等の一時避難所や民間施設を活用する垂直避難可能な民間施設について、協定等関係を強化していく
29-2	・避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	H28年度から順次実施	市町	本市としては、戸建て住宅中心の自治会と高層マンション管理組合が事前に住民を避難させていただくような事前協定を結ぶように推奨している。	・指定避難所となる学校の体育館以外の校舎等のスペースを避難場所として確保した。 ・指定避難所以外の公共施設や民間施設を水害時における一時的な避難場所として確保した。	浸水区域内の民間立体駐車場や、避難所付近の民間駐車場と協定を締結し、一部の地区において災害時の駐車場開放を確保した。	地域において絶対数が不足した場合は隣接する避難所に移動するか、公民館等の一時避難所や民間施設を活用する垂直避難可能な民間施設について、協定等関係を強化していく
30	・応急的な避難場所の確保	I	R1年度から順次実施	関東地整・市町	令和元年東日本台風による被害を踏まえ、荒川氾濫に係る応急的な避難場所を確保するため、洪水浸水想定区域内にある学校の一部を上層階避難することが可能な避難場所となるよう指定を見直した。	・指定避難所以外の公共施設や民間施設を水害時における一時的な避難場所として確保した。	令和元年東日本台風の経験を活かし、民間施設と協定を締結し、新たに立体駐車場2か所を避難場所として指定した【令和元年度】	マンション・民間施設等と一時緊急避難施設の協定を順次締結中。
31	・避難訓練への地域住民の参加促進	H	R1年度から順次実施	市町	浸水想定区域内の自主防災組織等において、広域避難や垂直避難に関わる訓練を順次実施している。	地域で行われる防災訓練や防災講話等を通じて、避難訓練の実施・参加を促す予定。	・各自主防災組織にて「みんなで声かけ避難訓練」を含む「自主防災組織訓練 種目一覧」を配布し、市HPにも掲載した。【令和元年度】	出前講座、防災リーダー認定講習を随時実施している。
32-1	・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	O	R1年度から順次実施	関東地整・市町	・高齢者を含め市民等に対し、出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法など理解促進のための取組を実施している。 ・要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有については必要に応じて実施する。	避難行動要支援者名簿を自治会等へ提供し、情報共有による連携を進めている。	地域包括支援センター総会及びケアマネージャー連絡協議会の場で、水害に関する説明を行い、ハザードマップを配付し、施設への掲示を依頼した。【令和元年度】	避難行動要支援者名簿を自治会等へ提供し、情報共有による連携を進めている。
32-2	・要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	O	R1年度から順次実施	関東地整・市町	・高齢者を含め市民等に対し、出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法など理解促進のための取組を実施している。 ・要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有については必要に応じて実施する。	避難行動要支援者名簿を自治会等へ提供し、情報共有による連携を進めている。	地域包括支援センター総会及びケアマネージャー連絡協議会の場で、水害に関する説明を行い、ハザードマップを配付し、施設への掲示を依頼した。【令和元年度】	避難行動要支援者名簿を自治会等へ提供し、情報共有による連携を進めている。
33-1	・地区防災計画の作成	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整				
33-2	・地域の防災リーダー育成に関する支援	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整				
34	・地域防災力の向上のための人材育成	O,P,Q	R1年度から順次実施	関東地整				
■防災教育や防災知識の普及・啓蒙								
35	・防災に関する説明会の開催	B,K	H28年度から順次実施	協議会全体	・荒川氾濫時に広域避難を要する、西区・桜区・南区にて説明会等を実施。 ・市民を対象に実施する出前講座へ水害対策に係る内容を追加。水害からの避難や洪水ハザードマップ、マイタイムラインの内容等を周知。	自治会等を対象とした防災講話を実施している。	・荒川上流河川事務所と連携して、地元自治会・市内防災士を対象にカスリーン台風に関する公開講座及び破壊場所の現地見学会を開催した。 ・埼玉県河川砂防課と連携して、一般市民・市内防災士を対象に大学教授や気象キャスターによる洪水に関する講演会「水防災セミナー」を開催した。【平成29年度】	出前講座、防災リーダー認定講習において、防災に関する情報収集方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。
36	・教員を対象とした講習会の実施	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	・河川災害に限らず防災教育については、市立の小・中・特別支援・高等学校・中等教育学校の安全教育主任を対象とした安全教育主任研修会にて年に1度グループ研修を行っている。 ・市内中学校安全研究指定校の教員を対象に実施した、学校安全に関する講話の際に、マイタイムラインの内容を周知。	令和元年8月に、市内市立学校、管理職及び安全担当教員を対象とした「安全教育研修会」において、モデル校で取り組んだ水害についての取組を紹介した。	・平成30年以降、毎年7月に、市内全小中学校の防災担当教員を対象とした「安全教育主任会議」において、洪水に関する講習会を実施している。	小・中・高等学校の教諭を対象とした講習会を毎年地区単位で実施している。
37-1	・小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	・令和3年度改訂予定の「学校における防災教育」ハ、マイタイムラインの内容を掲載。市内市立学校全校に配布予定。 ・令和3年度、ゲストティーチャーにおいて、防災アドバイザーがマイタイムラインを講義することを追加予定。避難する側、避難される側の双方が水害への理解を深めていただくことを計画。	・モデル校である小学校と中学校で、水害時にとるべき適切な行動について、専門家を招聘し出前授業を行った。 ・モデル校の小学校(小学5年生理科)で、水害をテーマにした授業を実施した。	・小学3・4年生の社会科で「竹井湛如と万平出し」について取り上げており、授業では過去に荒川の洪水被害があったことと、それを防ごうと万平出し(つき出し土手)を作った竹井湛如について説明している。	中学生以下を対象とした親子防災体験教室を実施している
37-2	・中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	・令和3年度改訂予定の「学校における防災教育」ハ、マイタイムラインの内容を掲載。市内市立学校全校に配布予定。 ・令和3年度、ゲストティーチャーにおいて、防災アドバイザーがマイタイムラインを講義することを追加予定。避難する側、避難される側の双方が水害への理解を深めていただくことを計画。	・モデル校である小学校と中学校で、水害時にとるべき適切な行動について、専門家を招聘し出前授業を行った。 ・モデル校の小学校(小学5年生理科)で、水害をテーマにした授業を実施した。	・小学3・4年生の社会科で「竹井湛如と万平出し」について取り上げており、授業では過去に荒川の洪水被害があったことと、それを防ごうと万平出し(つき出し土手)を作った竹井湛如について説明している。	中学生以下を対象とした親子防災体験教室を実施している
38	・出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・市町				
39	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	K	R1年度から順次実施	関東地整・市町				
■洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組								
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化								
40	・水防団や地域住民が参加する洪水に列しつがが高い区間や重要水防施設の共同点検	R	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	河川事務所実施の合同巡視に本市職員が参加している。	平成29年度より国及び県の行う共同点検に水防団員も参加している。	堤防巡視を実施している。	荒川左岸予防組合における水防演習実施時期に併せて、消防団(水防団)と点検・確認を実施している。 河川事務所実施の合同巡視に本市職員が参加している。
41-1	・水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	・毎年行っている、さいたま市水防訓練に消防団が参加していることから、引き続き参加を求める。 ・令和2年度は、水防活動に資する資料を消防団に配布し、啓発した。	毎年、出水期前に職員向け水防訓練を実施しているほか、2年に1度、水防団を中心とした水防演習を実施している。	水防訓練を実施している。	荒川左岸予防組合における水防演習を、川口市、蕨市、戸田市と合同で訓練を実施している。
41-2	・水防団強化を目的とした、水防団での連携・協力に関する検討	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	・毎年行っている、さいたま市水防訓練に消防団が参加していることから、引き続き参加を求める。 ・令和2年度は、水防活動に資する資料を消防団に配布し、啓発した。	毎年、出水期前に職員向け水防訓練を実施しているほか、2年に1度、水防団を中心とした水防演習を実施している。	水防訓練を実施している。	荒川左岸予防組合における水防演習を、川口市、蕨市、戸田市と合同で訓練を実施している。
41-3	・水防団強化を目的とした、関係機関が連携した水防訓練の実施や訓練内容の改善	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	・毎年行っている、さいたま市水防訓練に消防団が参加していることから、引き続き参加を求める。 ・令和2年度は、水防活動に資する資料を消防団に配布し、啓発した。	毎年、出水期前に職員向け水防訓練を実施しているほか、2年に1度、水防団を中心とした水防演習を実施している。	水防訓練を実施している。	荒川左岸予防組合における水防演習を、川口市、蕨市、戸田市と合同で訓練を実施している。
42	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	S	引き続き実施	市町	消防団員として募集しております。	消防団が水防団を兼ねており、消防団HP等で常時団員募集を行っている。	ホームページにより団員を募集している。	消防局において、ホームページ、広報紙、成人式会場において消防団員を募集している。
43	・地域の建設業者による水防支援体制の構築	U	H28年度から順次実施	市町	土壌の作成、運搬等、事前協議済。	協定締結先である建設業協会と連携強化に関する会議を開催し、災害時における災害事象別対応業務について協議を行った。今後も継続して協議を行う予定。	実施に向け調整中	川口市建設協会と災害時における応急対策活動に関する協定を締結している。また、同協会の活動マニュアル作成に関係部局が連携し協力している。
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立								
44-1	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	AA	H28年度から順次実施	関東地整・市町				
44-2	・「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	H28年度から順次実施	関東地整・市町				
45	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	AA	R1年度から順次実施	関東地整				
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動								
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施								
46	・既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成	Z	H28年度から順次実施	関東地整・市町	必要に応じて検討する。	既存排水施設については、操作要領を定め、状況に応じた運転を行っている。	排水施設については操作要領を定め、状況に応じた運転を行っている。 市内には多くの排水施設があり、これらを活用し、迅速に氾濫水を排水できるよう、排水計画を検討していく。	関係部局と連携し必要に応じ検討していく。
47	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	H28年度から順次実施	協議会全体	必要に応じて検討する。	計画の策定について検討を行う予定。 排水ポンプ車による排水訓練は内部運用として毎年度実施している(今後も継続予定)。	適切な排水ができるよう毎月の点検を行っている。 排水計画を策定した場合は、計画に基づき訓練を実施する。	関係部局と連携し必要に応じ検討していく。

※ 令和2年度末取組実施状況

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	行田市	加須市	東松山市	春日部市
1) ハード対策の主な取組								
■ 洪水を河川内で安全に流す対策								
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整				
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整				
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整				
■ 危機管理型ハード対策								
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整				
■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備								
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理型)水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県				
6	・情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町	<p>・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令した場合は、速やかに防災行政無線、緊急通報メール、広報車、フェイスブック、ツイッター等を通じて市民等に周知することとしている。</p> <p>・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐようしている。</p>	実施中	<p>防災行政無線デジタル化更新工事を実施し、戸別受信機を整備した。</p> <p>その他の伝達手段として登録制メール、SNSなどを整備済み。</p>	<p>防災行政無線(同報系・移動系)のデジタル化が完了している。</p> <p>電話回線を使用した自動応答装置とデジタル化した防災行政無線が連携しており、直近の放送が、フリーダイヤルで聞けるサービスを提供している。</p> <p>令和元年度から楽天の緊急通報メール及びYahoo!防災通報アプリの利用を開始。</p>
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	消防団への資機材の充実を図る。	新技術を活用した水防資機材については、積極的にはしていないが、水防事務組合の水防資機材備蓄計画に基づき、各水防倉庫に必要数を備蓄し、適正管理をしている。	樋管の改修に合わせ、可動式の排水ポンプを整備し、水防活動を支援している。	土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管し、年に一度点検している。適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	消防団への資機材の充実を図る。	新技術を活用した水防資機材については、積極的にはしていないが、水防事務組合の水防資機材備蓄計画に基づき、各水防倉庫に必要数を備蓄し、適正管理をしている。	国が整備した水蓋について設置訓練等を実施している。	土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管し、年に一度点検している。適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・県・機構				
9-1	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・市町	本庁舎自家発電装置の耐水化を検討する。	災害対策本部が設置される市役所本庁舎が浸水により使用できなくなった場合、本部を1km程度離れた加須消防署へ移動し、災害対応の継続が可能となるようにする。	庁舎は浸水想定区域外のため対象外。	各ポンプ場・排水機場には耐水性を備えた自家発電装置等を設置している。また、可搬型の発電機を用意してある。(リース)
9-2	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・市町	本庁舎自家発電装置の耐水化を検討する。	災害対策本部が設置される市役所本庁舎が浸水により使用できなくなった場合、本部を1km程度離れた加須消防署へ移動し、災害対応の継続が可能となるようにする。	庁舎は浸水想定区域外のため対象外。	各ポンプ場・排水機場には耐水性を備えた自家発電装置等を設置している。また、可搬型の発電機を用意してある。(リース)
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整				
11-1	・広域避難計画に必要となる避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	県内外の協定締結先を中心に、適切な広域避難場所と避難経路について検討する。	利根川・渡良瀬川の氾濫に備えた広域避難のための避難施設、避難経路について見直し中 荒川の浸水想定区域についても同域内の避難施設への誘導を想定している。	県・民間施設と調整し、避難場所の確保を進めていく。	自主防災訓練での避難訓練の実施や訓練時及び各種イベント等において、防災啓発リーフレットを配布し、避難場所・避難経路の再確認を行っている。また、今後、民間施設等との協定について調整・検討していく。
11-2	・広域避難計画に必要となる避難経路の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	県内外の協定締結先を中心に、適切な広域避難場所と避難経路について検討する。	利根川・渡良瀬川の氾濫に備えた広域避難のための避難施設、避難経路について見直し中 荒川の浸水想定区域についても同域内の避難施設への誘導を想定している。	県・民間施設と調整し、避難場所の確保を進めていく。	自主防災訓練での避難訓練の実施や訓練時及び各種イベント等において、防災啓発リーフレットを配布し、避難場所・避難経路の再確認を行っている。また、今後、民間施設等との協定について調整・検討していく。
2) ソフト対策の主な取組								
① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組								
■ 的確な避難行動を取るための情報提供								
12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H29年度から順次実施	関東地整・県				
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・県・機構				
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁				
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	<p>・行田ケーブルテレビ:「災害時におけるケーブルテレビ放送に関する協定」を平成19年2月に締結。</p> <p>・テレビ埼玉:「テレビ埼玉データ放送サービスを契約し、災害時に情報の発信が可能となっている。平成25年6月開始。</p>	実施中	東松山ケーブルテレビと協定を結んでおり、データ放送にて各種災害情報を周知を図っている。	平成25年度に株式会社ジェイコム北関東と「災害における放送等に関する協定」、平成26年度にヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」をそれぞれ締結した。今後も情報共有を行い連携強化を図っていく。また、平成28年度から埼玉県の災害オペレーション支援システムの運用が開始されたため、避難勧告等については、当該システムのアラートを活用し、各メディアとの連携を図っていく。
16-1	・市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	荒川北緑水防事務組合の熊谷市、鴻巣市と連携し、互いに情報を補完する。	災害拠点病院との情報伝達体制の構築について検討していく。	災害時の職員参集等に、登録制メールを活用	医療機関や医師会等との連携を行っている。今後、各施設管理者等に対する洪水時のより良い情報伝達体制・方法について検討する。
16-2	・災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	荒川北緑水防事務組合の熊谷市、鴻巣市と連携し、互いに情報を補完する。	災害拠点病院との情報伝達体制の構築について検討していく。	市民病院へ戸別受信機を整備	医療機関や医師会等との連携を行っている。今後、各施設管理者等に対する洪水時のより良い情報伝達体制・方法について検討する。
17	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・県・市町	市長とホットラインを構築している。	ホットラインを構築済み	ホットラインを構築済み。避難情報の発令判断等に活用している。	毎年、出水期前にホットラインについて確認している。
18	・洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整				

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	行田市	加須市	東松山市	春日部市
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 19 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 ・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定								
		D.F	H28年度から順次実施	関東地整				
	20 氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C.E.G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	作成済みのタイムラインを検証していく。	平成28年度から、利根川及び渡良瀬川を対象とした大規模水害を想定し、堤防の決壊を最も警戒を要する時点とし、避難情報の発令を中心とした加須市版タイムラインを作成した。平成29年度から「利根川・渡良瀬川タイムライン」と改称して運用している。荒川を対象とした同タイムラインについても平成29年度に作成済令2年より従来のタイムラインを統合した「利根川・渡良瀬川・荒川タイムライン」を作成し、現在法改正に伴う補正中	タイムライン作成済み。 令和元年東日本台風の被害状況を元に見直しを検討する。	タイムライン作成済
	21 タイムラインに基づく市長等も参加した実践的な訓練	K.P.Q	H28年度から定期的実施	協議会全体	タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	利根川・渡良瀬川について訓練を計画している。荒川については行っていない。	今後実施を検討していく。	今後、訓練等も含めてタイムラインについて検討する。
	22 避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C.E.F.G	R1年度から順次実施	協議会全体	確認を行う。	気象情報等の発令要件及び発令タイミングの見直しを行っている。	避難訓練の実施と併せて今後検討していく。	警戒水位の変更に伴い、春日部市避難勧告等の判断伝達マニュアルの見直しを行った。
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援								
	23-1 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・県				
	23-2 想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
	24-1 浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施	A.D	H30年度から順次実施	関東地整				
	24-2 浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A.D	H30年度から順次実施	県・市町	地区指定無し	地区指定無し	検討していく。	今後、検討していく。
	25-1 想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	R2年度	市町	令和元年度に作成、市民等への周知を図った。 荒川・利根川と併せて県管理河川の想定最大規模降雨に対応したハザードマップをホームページに掲載し周知した。	想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成済だが、河川ごとのハザードマップを新たに作成中。	令和3年4月にハザードマップを全戸配布した。	令和3年6月ごろ、ハザードマップ配布予定。
	25-2 想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供（専門家による支援の実施）	H	R2年度	関東地整				
	26-1 広域避難計画の策定	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	利根川両岸3市3町と相互応援協定を締結した。	【参考：利根川、渡良瀬川】平成28年度から本市の地域防災計画上に、原則、避難準備情報発令時に、まずは広域避難を行うことを具体的に明記・計画している。 また、近隣自治体と広域避難を踏まえた災害協定を締結しており、具体的な広域避難計画の協議調整を進めている（関東どまんなかサミット会議）。 平成29年利根川中流4県境広域避難協議会を設立し、県外避難を含めた検討を行っている。	災害時における埼玉県市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき対応を行う。	現在、埼玉県下の市町村や、友好都市などと大規模災害に備えた相互応援協定を締結している。今後も適宜相互応援協定を拡充していくと共に、広域避難計画の策定について検討していく。
	26-2 広域避難計画の市町村間の協定締結	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	利根川両岸3市3町と相互応援協定を締結した。	【参考：利根川、渡良瀬川】平成28年度から本市の地域防災計画上に、原則、避難準備情報発令時に、まずは広域避難を行うことを具体的に明記・計画している。 また、近隣自治体と広域避難を踏まえた災害協定を締結しており、具体的な広域避難計画の協議調整を進めている（関東どまんなかサミット会議）。 平成29年利根川中流4県境広域避難協議会を設立し、県外避難を含めた検討を行っている。	災害時における埼玉県市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき対応を行う。	現在、埼玉県下の市町村や、友好都市などと大規模災害に備えた相互応援協定を締結している。今後も適宜相互応援協定を拡充していくと共に、広域避難計画の策定について検討していく。
	27 平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まるごとハザードマップ」の推進及び設置事例や活用事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	実施未定	【参考：利根川】従前から、まるごとハザードマップについては、カスリーン台風時の浸水深を示すものを、大利根地域の10箇所設置している。 また、今後拡充を検討する。 【参考：利根川、渡良瀬川】本市の地域防災計画に位置付けた要配慮者施設に対し、避難計画の作成や避難訓練実施の取り組みについて周知を図った。 避難確保計画未提出の要配慮者利用施設の管理者に対し、再度周知を図るとともに、提出された避難確保計画の確認・修正依頼を行った。	東電タウンプランニング(株)電柱広告に関する協定を締結済み。協定を活用した標識の設置について今後検討していく。	避難場所に指定避難場所であることを表示する看板を設置している。 各駅に避難場所案内看板を設置している。 避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を東京電力グループ及びNTTグループの広告代理事業者と締結しており、電柱市内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し、避難確保計画作成及び訓練等の実施の義務化について、通知を送付し周知している。適宜、作成相談を受け付けている。
	28-1 要配慮者利用施設の避難計画の作成	O	R3年度	市町	国及び県の協力を得て、要配慮者利用施設への避難確保計画作成講習会を実施した。	国及び県の協力を得て、要配慮者利用施設への避難確保計画作成講習会を実施した。	国の協力を得て、作成支援に関する資料を作成し、各施設へ訪問し作成の案内をした。	

具体的取組の柱		課題	目標時期	取組機関	行田市	加須市	東松山市	春日部市
28-2	要配慮者利用施設の避難訓練の支援		R3年度	市町	国及び県の協力を得て、要配慮者利用施設への避難確保計画作成講習会を実施した。	【参考：利根川、渡良瀬川】本市の地域防災計画に位置付けた要配慮者施設に対し、避難計画の作成や避難訓練実施の取り組みについて周知を図った。 避難確保計画未提出の要配慮者利用施設の管理者に対し、再度周知を図るとともに、提出された避難確保計画の確認・修正依頼を行った。	国の協力を得て、作成支援に関する資料を作成し、各施設へ訪問し作成の案内をした。	市内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し、避難確保計画作成及び訓練等の実施の義務化について、通知を送付し周知している。適宜、作成相談を受け付けている。
29-1	避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用		H28年度から順次実施	市町	県や協定先と連携を図り避難場所確保に努める。 小中学校と協議し、避難スペースとして、新たに校舎棟を利用可能とした。(従来は体育館のみ使用可能)	浸水被害想定に基づく避難所の再選定を行い、高校や民間企業等の避難所として使用することができる場所を随時拡充している。	公共施設や民間施設を活用し、避難場所を確保した。	避難場所の不足が想定される地域はない。また、水害時の避難については、自主防災訓練等で冊子を用いて、自宅などの屋内退避及び2階以上への垂直避難の啓発を進めている。
29-2	避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供		H28年度から順次実施	市町	県や協定先と連携を図り避難場所確保に努める。 小中学校と協議し、避難スペースとして、新たに校舎棟を利用可能とした。(従来は体育館のみ使用可能)	浸水被害想定に基づく避難所の再選定を行い、高校や民間企業等の避難所として使用することができる場所を随時拡充している。	市ホームページ等で情報提供している。	避難場所の不足が想定される地域はない。また、水害時の避難については、自主防災訓練等で冊子を用いて、自宅などの屋内退避及び2階以上への垂直避難の啓発を進めている。
30	応急的な退避場所の確保		R1年度から順次実施	関東地整・市町	県内外の協定先と連携を図り、市外の退避場所の確保に取り組む。	避難指示(緊急)時に対応できる垂直避難が可能な場所の再選定を実施済	民間施設の駐車場等を緊急的な避難場所として確保した。	一時避難場所確保担当者や施設管理責任者等に対し、避難所開設及び運営に関する全体説明会を実施した。 避難所ごとに現地確認等の打合せを実施し、今後も継続して行う。
31	避難訓練への地域住民の参加促進		R1年度から順次実施	市町	出前講座等の機会を活用した避難訓練の実施について、自主防災組織に提案する。	利根川、渡良瀬川の氾濫想定に基づいて、地域住民を対象に民間バスを利用した広域避難訓練を行っている。	自主防災組織等に対する訓練を支援している。	小学校へ地体体験車の派遣。 感染症に伴い、人数の縮小を行ったが、各自防災会で避難訓練を実施。
32-1	高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施		R1年度から順次実施	関東地整・市町	自主防災組織と連携していく。	防災講演会等による自主的な避難の啓発を行っている。	避難所における対応などの見直しをした。	自主防災組織連絡協議会の事業として協議会名簿の作成などを実施
32-2	要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有		R1年度から順次実施	関東地整・市町	自主防災組織と連携していく。	防災講演会等による自主的な避難の啓発を行っている。	検討していく。	自主防災組織連絡協議会の事業として協議会名簿の作成などを実施
33-1	地区防災計画の作成		R1年度から順次実施	関東地整				
33-2	地域の防災リーダー育成に関する支援		R1年度から順次実施	関東地整				
34	地域防災力の向上のための人材育成		R1年度から順次実施	関東地整				
■防災教育や防災知識の普及・啓蒙								
35	水防に関する説明会の開催		H28年度から順次実施	協議会全体	水防セミナーを、令和元年2月6日に、気象予報士を講師に招き実施した。(参加者232名) 出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	H29.5.19に防災講演会を開催 H30.7.21に2地区で防災講演会を開催した。 R1.8.12に2地区で防災講演会を開催した。	出前講座や研修を実施し防災意識の啓発を図っていく。	自主防災訓練や出前講座等で、市民向け啓発冊子等の配布を平成27年度から行っている。今後、内容の充実を図っていく。
36	教員を対象とした講習会の実施		H28年度から順次実施	関東地整・市町	学校担当課と連携し検討していく。	H30.8.22に市内全小中学校の防災担当教員とPTA代表者を対象に、防災ステーションにおいて、防災講演会を開催した。	教育部局と連携し検討していく。	令和2年7月に学校関係者等に感染症対策を行った避難所運営訓練を実施。
37-1	小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有		H28年度から順次実施	関東地整・市町	中学生を対象に防災学習センターで防災研修を実施した。	中学生は市から講師を派遣し、ボランティアリーダー研修を行っている。 H28.2.16北川辺東小学校4年生を対象に水防学校を開催した。平成29年度に利根川上流カスリーン台風70年事業実行委員会主催のこども利根川研究・活動発表会～川はともだち～が開催された。	教育部局と連携し検討していく。	小学校3年生から中学校3年生を対象とした、マイタイムラインの作成を行う事業を実施。
37-2	中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有		H28年度から順次実施	関東地整・市町	中学生を対象に防災学習センターで防災研修を実施した。	中学生は市から講師を派遣し、ボランティアリーダー研修を行っている。 H28.2.16北川辺東小学校4年生を対象に水防学校を開催した。平成29年度に利根川上流カスリーン台風70年事業実行委員会主催のこども利根川研究・活動発表会～川はともだち～が開催された。	教育部局と連携し検討していく。	小学校3年生から中学校3年生を対象とした、マイタイムラインの作成を行う事業を実施。
38	出前講座等を活用した講習会の実施		引き続き実施	関東地整・市町		H30.8.22に市内全小中学校の防災担当教員とPTA代表者を対象に、防災ステーションにおいて、防災講演会を開催した。		
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実		R1年度から順次実施	関東地整・市町				
2.洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組								
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化								
40	水防団や地域住民が参加する洪水に對しリスクが高い区画や重要水防箇所共同点検		H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	【参考】 H28.3.5利根川において実施 H30.6.1利根川左岸において沿線住民、防災協議会を組織する地元建設業者による共同点検を実施した。	重要水防箇所合同点検時に地域住民の参加を検討していく。	感染症により未実施
41-1	水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)		H28年度から定期的に実施	市町	荒川北緑水防事務組合の水防訓練に参加している。	【参考：利根川、渡良瀬川】毎年6月の第1週土曜日に、加須市・羽生市水防事務組合水防訓練を実施している。	毎年、消防署が実施している水防工法訓練に市職員が参加し、実技講習を受けている。	構成市町事務組合で頻りに連絡を取り合っている。また、訓練開催に伴う団長同士の連絡も頻りに取り合っており、日ごろから連絡体制の確認を行っている。
41-2	水防団強化を目的とした、水防団間での連携・協力に関する検討		H28年度から定期的に実施	市町	荒川北緑水防事務組合の水防訓練に参加している。	【参考：利根川、渡良瀬川】毎年6月の第1週土曜日に、加須市・羽生市水防事務組合水防訓練を実施している。	毎年、消防署が実施している水防工法訓練に市職員が参加し、実技講習を受けている。	構成市町事務組合で頻りに連絡を取り合っている。また、訓練開催に伴う団長同士の連絡も頻りに取り合っており、日ごろから連絡体制の確認を行っている。
41-3	水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善		H28年度から定期的に実施	市町	荒川北緑水防事務組合の水防訓練に参加している。	【参考：利根川、渡良瀬川】毎年6月の第1週土曜日に、加須市・羽生市水防事務組合水防訓練を実施している。	毎年、消防署が実施している水防工法訓練に市職員が参加し、実技講習を受けている。	構成市町事務組合で頻りに連絡を取り合っている。また、訓練開催に伴う団長同士の連絡も頻りに取り合っており、日ごろから連絡体制の確認を行っている。
42	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討		引き続き実施	市町	市ホームページにおいて消防団員を募集している。協力団体募集についても掲載している。	第66回利根川水系連合・総合水防演習で水防協力団体の参加を依頼し、実演を通じて意識啓発が図られた。 市のホームページで消防団員を募集している。PR動画にはH29に加須会場で実施された第66回利根川水系連合・総合水防演習での美演風景が使われている。	市のホームページにて水防団員(消防団員)募集の広告を掲載している。	水防団員の募集については、消防団員が水防団員を兼務しているため、消防団員募集のポスターの掲示やイベントでのチラシの配布などPR活動を実施し、募集している。
43	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築		H28年度から順次実施	市町	11社の建設業者と1社の組合と災害時の応援協定を締結している。	地元建設業者で組織する防災協会等と災害時支援に関する協定を締結している。	市内の建設安全協会と地震災害・風水害等に関する協定を締結している。	市内の建設業と災害時の支援について協定を結んでいる。
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立								
44-1	既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討		H28年度から順次実施	関東地整・市町				
44-2	「ダムの柔軟な運用」の運用		H28年度から順次実施	関東地整・市町				
45	ダム放流情報を活用した避難体系の確立		R1年度から順次実施	関東地整				
3.一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動								
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施								
46	既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成		H28年度から順次実施	関東地整・市町	排水計画の策定について検討する。	【参考：渡良瀬川】北川辺地域の緊急排水に関して、渡良瀬川にある伊賀袋地区水防拠点にて排水ポンプ車を配置する計画となっている。 排水計画の策定は未実施。	関係部局と連携し検討していく。	市で管理する各ポンプ場、排水機場の運転操作マニュアルを作成し、均一な運転管理に努めている。 ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有に努めている。
47	排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施		H28年度から順次実施	協議会全体	排水訓練の実施について検討する。	国が実施している災害対策用機器操作講習会に参加しているが、排水計画を策定した場合は、計画に基づき訓練を実施する。	関係部局と連携し検討していく。	排水施設の操作マニュアルに基づき訓練を実施した。

具体的な取組の柱				羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	
事項	課題	目標時期	取組機関					
1) ハード対策の主な取組								
具体的取組(県・市町調査項目)								
1) 洪水を河川内で安全に流す対策								
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整				
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整				
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整				
2) 危機管理型ハード対策								
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整				
3) 避難行動・水防活動・排水活動に資する基礎等の整備								
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理)水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県				
6	・情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町	<p>防災行政無線のデジタル化について令和3年度実施設計、令和4年度以降整備する方向で、各無線方式のヒアリングを行った。令和2年度以降も検討を継続するとともに、難聴エリアへの補完として、防災ラジオ、自動応答電話及びメール配信サービスの周知を継続していく。</p> <p>・避難情報電話一斉配信サービスを導入し、登録をした自主防災組織役員、民生委員、避難行動要支援者(希望者)に電話で直接避難情報を配信できるよう整備した。</p>	防災行政無線の放送内容のメール配信と電話応答サービス280MHz帯の電波を使用した防災行政無線システムの整備	防災行政無線デジタル化更新工事を実施済	防災行政無線デジタル化更新工事を実施。令和2年度に完了。
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	土のう袋やロープ、シート、スコップ等を水防事務組合の各水防倉庫に備蓄し、適正管理をしている。水防団に水防倉庫の点検管理を委託している。	実施予定	検討中	荒川や、流域の江川について、水防上特に注意を要する箇所にかメラを設置した。
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	土のう袋やロープ、シート、スコップ等を水防事務組合の各水防倉庫に備蓄し、適正管理をしている。水防団に水防倉庫の点検管理を委託している。	実施予定	検討中	荒川や、流域の江川について、水防上特に注意を要する箇所にかメラを設置した。
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県				
9-1	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・市町	・平成28年度に埼玉県と協議のうえ、これまで水害対策が不十分であった埼玉県衛星系防災行政無線の再整備に併せて耐水対策を講じた。	・対象施設:鴻巣市役所新館 浸水想定区域内にあるが、基礎をあげているため、浸水はしないと想定される	新庁舎建設に際し、4階に非常用電源装置を設置し、また、屋根に太陽光発電装置を設置した。	対象施設:上尾市役所 上尾市役所は浸水想定区域外のため対象なし。
9-2	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・市町	・平成28年度に埼玉県と協議のうえ、これまで水害対策が不十分であった埼玉県衛星系防災行政無線の再整備に併せて耐水対策を講じた。	・対象施設:鴻巣市役所新館 浸水想定区域内にあるが、基礎をあげているため、浸水はしないと想定される	新庁舎建設に際し、4階に非常用電源装置を設置し、また、屋根に太陽光発電装置を設置した。	対象施設:上尾市役所 上尾市役所は浸水想定区域外のため対象なし。
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整				
11-1	・広域避難計画に必要な避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	・広域避難に必要な避難場所の確保と避難経路の整備を進めていく。	実施予定	必要に応じて検討する。	令和2年度避難所の見直しを実施し、令和3年度避難所を6か所追加予定。
11-2	・広域避難計画に必要な避難経路の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	・広域避難に必要な避難場所の確保と避難経路の整備を進めていく。	実施予定	必要に応じて検討する。	令和2年度避難所の見直しを実施しており、令和3年度避難所を6か所追加予定。
2) ソフト対策の主な取組								
① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組								
1) 的確な避難行動を取るための情報提供								
12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H28年度から順次実施	関東地整・県				
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県				
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁				
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	・平成30年度から、テレビ市町村データ放送サービスを使用開始	地元のFM放送局より、令和元年東日本台風における情報発信について課題を聞き取った。今後も連携し、情報発信に努めることを確認した。	ジェイコム埼玉・東日本熊谷・深谷局との協定締結	平成25年に熊谷市さいたま「災害時における放送等に関する協定」を締結し連携しており、今後も連携強化を図っていく。また、テレビ埼玉のデータ放送を平成25年より活用しており、連携して情報伝達する体制を構築している。
16-1	・市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町		鴻巣保健所管内でマニュアルを作成	情報伝達体制の検討を行う。	PHSの使用不可に伴い、代替手段としてIP無線導入を令和2年度に実施。
16-2	・災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町		鴻巣保健所管内でマニュアルを作成	情報伝達体制の検討を行う。	PHSの使用不可に伴い、代替手段としてIP無線導入を令和2年度に実施。
17	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・県・市町	ホットラインとして、連絡先の交換確認を毎年実施している。	引き続き実施	荒川上流河川事務所とのホットラインを構築済	構築済
18	・洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整				

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市
■避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成								
19	・氾濫の広域拡散を考慮した洪水・破堤後を含めた、避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成	D.F	H28年度から順次実施	関東地整				
20	・氾濫の広域拡散を考慮した洪水・破堤後を含めた、避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成	C.E.G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	・平成29年度中に作成。	平成28年度にタイムラインを作成 令和元年東日本台風を経て新たなタイムラインを作成中	タイムライン作成済	作成済
21	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	K.P.Q	H28年度から定期的実施	協議会全体	・平成30年度に利根川の洪水を想定した洪水避難訓練を実施。 荒川についても検討していく。 ・令和2年度に実施予定であった総合防災訓練を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期した。	令和元年東日本台風と同等の規模の台風を想定した、タイムラインに基づく災害対策本部設置訓練を実施	今後検討する。	令和2年度実施した市防災訓練で水害を想定しており、市長も参加した。
22	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C.E.F.G	R1年度から順次実施	協議会全体	・地域防災計画で避難勧告等の発令基準を記載している。 ・発令基準に関しては、今後必要に応じて見直しを行う。	台風19号を検証した見直しを実施予定	必要に応じて検討する。	出水期までに避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改定を実施。現実使用可能な形になるように確認していく。
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援								
23-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・県				
23-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
24-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施	A.D	H30年度から順次実施	関東地整				
24-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A.D	H30年度から順次実施	県・市町			必要に応じて検討する。	【河川課】市指定箇所は、現状無し。
25-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	R2年度	市町	・平成30年度3月に改定完了。全戸配布を行った。	実施予定	ハザードマップ改訂作業中、また周知方法等について検討中。	平成28年3月にハザードマップを改訂したが、想定最大規模降雨に対応したものではない。 令和3年度国と県の想定最大規模降雨に対応したハザードマップに改訂する。
25-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供（専門家による支援の実施）	H	R2年度	関東地整				
26-1	・広域避難計画の策定	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	・既に締結している相互応援協定の拡充や他市町との協定締結について、検討を継続していく。 ・平成30年度は、埼玉県行田市、加須市及び羽生市並びに群馬県明和町、千代田町及び板倉町と広域避難に関する協定を締結した。	実施予定	近隣市町等と災害時相互応援協定を締結している。 荒川上流広域避難検討会にオブザーバーとして参加している。	協議会で引き続き検討を進めていく。
26-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H.J.Q	R2年度	関東地整・市町	・既に締結している相互応援協定の拡充や他市町との協定締結について、検討を継続していく。 ・平成30年度は、埼玉県行田市、加須市及び羽生市並びに群馬県明和町、千代田町及び板倉町と広域避難に関する協定を締結した。	実施予定	近隣市町等と災害時相互応援協定を締結している。 荒川上流広域避難検討会にオブザーバーとして参加している。	協議会で引き続き検討を進めていく。
27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や活用事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	・東電タウンプランニングと地域貢献型電柱広告に関する覚書を締結し、その制度周知のため、庁舎内においてチラシの配布等を行っている。		浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	指定避難所及び指定緊急避難場所の見直しを実施した。印刷・配布には令和3年度末を目途に配布を予定したい。また、多言語マップは、日本語版の完成後に翻訳作業を行うかたちとなるので、作成・印刷・配布を令和3年度に行う。
28-1	・要配慮者利用施設の避難計画の作成	O	R3年度	市町	・平成29年度中に地域防災計画上の位置付けの整理及び各施設の策定状況を把握し、平成30年度以降に作成及び訓練の実施について検討していく。 ・令和2年度に施設所管課から避難確保計画作成依頼を改めて行った。	実施予定	要配慮者利用施設に対して計画の策定に向けた説明会実施の準備、最大規模降雨によるハザードマップの作成を進める等、計画の作成中。	毎年市内の浸水想定区域内の要配慮者利用市内の浸水想定区域内の要配慮者施設に対して、避難確保計画のひな型を作成し、計画作成依頼を行った。令和3年3月現在、市内29施設中22施設で避難確保計画を策定済。

具体的な取組の柱		羽生市		鴻巣市		深谷市		上尾市	
事項	課題	目標時期	取組機関	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容
28-2	要配慮者利用施設の避難訓練の支援	R3年度	市町	・平成29年度中に地域防災計画上の位置付けの整理及び各施設の策定状況を把握し、平成30年度以降に作成及び訓練の実施について検討していく。 ・令和2年度に施設所管課から避難確保計画作成依頼を改めて行った。	実施予定	庁内の要配慮者利用施設関係課に対して避難確保計画の策定に向けた説明会を実施、最大規模降雨によるハザードマップの作成を進めるなど、避難確保計画作成に向けた準備を進めている。	毎年市内の浸水想定区域内の要配慮者利用市内の浸水想定区域内の要配慮者施設に対して、避難確保計画のひな型を作成し、計画作成依頼を行った。令和3年3月現在、市内29施設中22施設で避難確保計画を策定済。		
29-1	避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用	H28年度から順次実施	市町	・屋内退避及び2階以上への垂直避難の啓発を市広報に掲載した。	民間施設と災害時の緊急避難場所の使用に関する協定を締結し、市のホームページや広報等で周知を行っている。	荒川に限った想定最大規模の浸水想定では、避難所の不足は想定していない。	緊急避難場所としては、荒川の浸水想定区域付近は市街化調整区域でオープンスペースが多いことから、緊急避難場所の不足は見込まれないと思われる。避難所については、令和2年度避難所の見直しを実施し、令和3年度避難所を6か所追加予定。		
29-2	避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	H28年度から順次実施	市町	・屋内退避及び2階以上への垂直避難の啓発を市広報に掲載した。	民間施設と災害時の緊急避難場所の使用に関する協定を締結し、市のホームページや広報等で周知を行っている。	荒川に限った想定最大規模の浸水想定では、避難所の不足は想定していない。	緊急避難場所としては、荒川の浸水想定区域付近は市街化調整区域でオープンスペースが多いことから、緊急避難場所の不足は見込まれないと思われる。避難所については、令和2年度避難所の見直しを実施し、令和3年度避難所を6か所追加予定。		
30	応急的な退避場所の確保	R1年度から順次実施	関東地整・市町	・現在は指定緊急避難場所と指定避難所に対応している。応急的な退避場所の確保については今後検討していく。	民間施設と災害時の緊急避難場所の使用に関する協定を締結	必要に応じて検討する。	指定避難所以外の退避場所を避難所見直しをしながら、検討していく。		
31	避難訓練への地域住民の参加促進	R1年度から順次実施	市町	地域の防災訓練を補助金の支出や出前講座の実施により支援している。参加促進が図れるよう各自防災組織と連携し、取り組んでいく。	市の総合防災訓練において実施予定	地域住民に対して防災訓練を実施している。	令和2年8月に情報伝達・避難訓練を実施し、被害が想定される地域住民に参加してもらい避難訓練を実施した。		
32-1	高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	R1年度から順次実施	関東地整・市町	・出前講座等の機会を活用し、避難行動の理解促進に努める。	実施予定	必要に応じて検討する。	現在、避難確保計画の作成を促しているところであり、施設と連携し訓練実施等の事例はない。		
32-2	要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	R1年度から順次実施	関東地整・市町	・出前講座等の機会を活用し、避難行動の理解促進に努める。	実施予定	必要に応じて検討する。	現在、避難確保計画の作成を促しているところであり、施設と連携し訓練実施等の事例はない。		
33-1	地区防災計画の作成	C,J,T	関東地整						
33-2	地域の防災リーダー育成に関する支援	C,J,T	関東地整						
34	地域防災力の向上のための人材育成	O,P,Q	関東地整						
■防災教育や防災知識の普及・啓蒙									
35	水防災に関する説明会の開催	H28年度から順次実施	B,K	協議会全体	・出前講座で水防災について触れると共に、平成28年度には、自治会長を対象に水害を想定したDIG訓練を実施した。 ・平成30年度には、洪水避難訓練を実施した。加えて、自治会長を対象としたR-DIG訓練を実施した。	実施予定	自主防災会等、各種団体を対象に実施している。	【危機管理防災課】住民からの依頼で出前講座を実施しており、ハザードマップの説明も実施している。	
36	教員を対象とした講習会の実施	H28年度から順次実施	K	関東地整・機構・市町	・検討中	指定避難所の小学校にて、備蓄物の紹介や使用方法について訓練を行った。	必要に応じて検討する。	浸水想定区域内の学校について、教員も含むマイタイムライン講習会を実施。	
37-1	小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	H28年度から順次実施	K	関東地整・市町	・検討中	実施予定	希望により実施を検討する。	浸水想定区域内の小学校について、マイタイムライン研修を実施。	
37-2	中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	H28年度から順次実施	K	関東地整・市町	・検討中	実施予定	希望により実施を検討する。	浸水想定区域内の小学校について、マイタイムライン研修を実施。	
38	出前講座等を活用した講習会の実施	引き続き実施	K	関東地整・機構・気象庁・県					
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	R1年度から順次実施	K	関東地整・機構・県					
■洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組									
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化									
40	水防団や地域住民が参加する洪水に対するリスクが高い区間や重要水防箇所等の共同点検	H28年度から定期的に実施	R	関東地整・市町	・対象無し。	国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加。	国が実施している重要水防箇所等の共同巡視に参加	【河川課】重要水防箇所等の共同点検に参加している。(令和2年度は6月17日に実施)	
41-1	水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)	H28年度から定期的に実施	T,S,U	関東地整・市町	・対象無し。	荒川北緑水防事務所組合での水防訓練を実施。	消防本部が広報誌等を通じ、常時消防団員を募集している。広報誌やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	【河川課】毎年宮下樋管における排水作業訓練に参加する。(令和2年度は未実施)	
41-2	水防団強化を目的とした、水防団での連携・協力に関する検討	H28年度から定期的に実施	T,S,U	関東地整・市町	・対象無し。	荒川北緑水防事務所組合での水防訓練を実施。	必要に応じて検討する。	【河川課】毎年宮下樋管における排水作業訓練に参加する。(令和2年度は未実施)	
41-3	水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善	H28年度から定期的に実施	T,S,U	関東地整・市町	・対象無し。	荒川北緑水防事務所組合での水防訓練を実施。	必要に応じて検討する。	【河川課】毎年宮下樋管における排水作業訓練に参加する。(令和2年度は未実施)	
42	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	引き続き実施	S	市町	・対象無し。	継続的に実施	消防団が水防団を兼ねているため、消防団募集の推進を実施	水防協力団体としての指定はないが、地元町内会で結成されている自警水防団に対し、補助金を交付するなど支援をしている。水防協力団体の指定・募集については、周知方法も含め、検討を進めていく。	
43	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	H28年度から順次実施	U	市町	・対象無し。	鴻巣市建設業協会と災害時応援協定を締結した。	深谷市建設業災害対策協力会と協定を締結済	【河川課】建設業者との協定に基づき水防体制を整備しており、引き続き取り組んでいく。	
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立									
44-1	既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	H28年度から順次実施	AA	関東地整・機構					
44-2	「ダムの柔軟な運用」の運用	H28年度から順次実施	AA	関東地整・機構					
45	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	R1年度から順次実施	AA	関東地整					
■一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動									
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施									
46	既存排水施設・排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成	H28年度から順次実施	Z	関東地整・機構・市町	協議会が策定する緊急排水計画に基づき、必要に応じて検討する。	実施予定	検討中	【河川課】令和2年度に上尾市総合治水計画が策定されており、今後は地区ごとの排水計画の中で検討していく。	
47	排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	H28年度から順次実施	Z	協議会全体	協議会が策定する緊急排水計画に基づき、必要に応じて検討する。	実施予定	検討中	【河川課】令和2年度に上尾市総合治水計画が策定されており、今後は地区ごとの排水計画の中で検討していく。	

具体的な取組の柱				草加市	越谷市	蕨市	戸田市	
事項	課題	目標時期	取組機関					
1) ハード対策の主な取組								
■洪水を河川内で安全に流す対策								
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整				
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整				
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整				
■危機管理型ハード対策								
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整				
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備								
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理型)水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県				
6	・情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町	防災行政無線情報等に係るキャリアメール、市民登録メール等の同時配信については、業者との契約を締結し、運用を行った。今後も引き続き情報配信方法の多角化について検討を進める。	固定系防災行政無線については、令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)までの2か年を工期とする「越谷市固定系デジタル防災行政無線整備工事」を実施。デジタル化に伴い、音声を放送のほか、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、防災アプリ、LINE、電話応答装置等、複数の情報伝達媒体へ一斉に情報配信することが可能になる。	防災行政無線、広報車、市HP、緊急速報メール、登録制メール、SNS、スマートフォンアプリ(tocoふり、Yahoo!防災速報)、アラート等により情報伝達を行っていく。また、平成30年度から新たに防災行政無線の放送内容を受信する防災ラジオの販売を開始する。今後も情報伝達手段の充実を図っていく。	
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	必要な水防資機材の更新及び点検等を実施。新技術を活用した水防資機材の導入等については今後検討を進める。	水防資機材については、2箇所に配備している。適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	関連部署及び団体と協議した結果を踏まえた、新技術を活用した水防資機材等の配備【H29年度～】	水防資機材については、荒川左岸水害予防組合の水防倉庫(3箇所)に保管している。今後も新技術を活用した水防資機材を含め、必要に応じて拡充していく。
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	新技術を活用した水防資機材の導入等を行った場合は順次点検を実施する。	水防資機材については、2箇所に配備している。適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	関連部署及び団体と協議した結果を踏まえた、新技術を活用した水防資機材等の配備【H29年度～】	水防資機材については、荒川左岸水害予防組合の水防倉庫(3箇所)に保管している。今後も新技術を活用した水防資機材を含め、必要に応じて拡充していく。
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県				
9-1	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・市町	新庁舎建設に向け、浸水に耐えうる施設整備等について、関係課と協議。引き続き検討していく。	庁舎敷地内は浸水想定区域内に入っていないが、各庁舎ごとに非常用発電設備を設けており、それぞれ浸水の影響を受けないよう対策を行っている。また、災害対策本部は 新本庁舎4階 に設置されるので浸水の影響はない。令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)までの2か年を工期とする「越谷市役所新本庁舎建設工事」を実施。新本庁舎は免震構造とし、非常用発電設備は屋上に設置した。	現在、庁舎の建替を進めており、新施設において整備できるよう調整中。	自家発電装置及び一定程度の燃料タンクを屋上に設置し、浸水対策を実施しているが、地下にある大容量の燃料タンクについて、引き続き検討を行う。
9-2	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・市町	新庁舎建設に向け、浸水に耐えうる施設整備等について、関係課と協議。引き続き検討していく。	庁舎敷地内は浸水想定区域内に入っていないが、各庁舎ごとに非常用発電設備を設けており、それぞれ浸水の影響を受けないよう対策を行っている。また、災害対策本部は 新本庁舎4階 に設置されるので浸水の影響はない。令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)までの2か年を工期とする「越谷市役所新本庁舎建設工事」を実施。新本庁舎は免震構造とし、非常用発電設備は屋上に設置した。	現在、庁舎の建替を進めており、新施設において整備できるよう調整中。	自家発電装置及び一定程度の燃料タンクを屋上に設置し、浸水対策を実施しているが、地下にある大容量の燃料タンクについて、引き続き検討を行う。
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整				
11-1	・広域避難計画に必要な避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・市町	・台風19号での対応で明らかとなった課題を踏まえ、広域避難に必要な避難場所や避難路の検討を進める。	協議会において情報共有を行い、実施を検討する。	整備について検討する。	
11-2	・広域避難計画に必要な避難路の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・市町	・台風19号での対応で明らかとなった課題を踏まえ、広域避難に必要な避難場所や避難路の検討を進める。	協議会において情報共有を行い、実施を検討する。	整備について検討する。	
2) ソフト対策の主な取組								
① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組								
■的確な避難行動を取るための情報提供								
12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H29年度から順次実施	関東地整・県				
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県				
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁				
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・市町	地元メディアと協定を締結しており、災害時の連絡先等を再確認。今後も連携強化に努めていく。	平成25年度に地元ケーブルテレビ局と協定を締結しており、令和2年度に地元コミュニティラジオ局とも協定を締結した。今後も情報共有を行い連携強化を図っていく。	既に連携済みだが、今後さらなる連携強化を図る	ジェイコム川口戸田と協定を締結済
16-1	・市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・市町	防災行政無線と連動した、職員連絡メールや登録制メールを活用して情報の迅速な伝達を行う。	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、LINE、アラート、緊急速報メールなどの伝達手段により周知を行う。	職員向けメールサービス等を活用し、情報伝達の充実を図る	市庁舎施設管理部等とは地域防災計画に基づき、本部体制の中で情報を共有する。
16-2	・災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・市町	防災行政無線と連動した、職員連絡メールや登録制メールを活用して情報の迅速な伝達を行う。	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、LINE、アラート、緊急速報メールなどの伝達手段により周知を行う。	職員向けメールサービス等を活用し、情報伝達の充実を図る	市庁舎施設管理部等とは地域防災計画に基づき、本部体制の中で情報を共有する。
17	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・市町	引き続きホットライン番号の維持管理及び活用を続ける。	毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認する。	連絡先等の確認を行い、有事の際に支障が出ないよう留意する	河川管理者とホットラインを構築済み
18	・洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整				

多摩・R02年度未取組箇所				草加市	越谷市	蕨市	戸田市
具体的な取組の柱	課題	目標時期	取組機関				
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成							
19	・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D.F	H28年度から順次実施	関東地整			
20	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破壊後を含めた、避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C.E.G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	作成したタイムラインを検証していく。	タイムライン作成済み。	荒川の氾濫に係るタイムラインを策定。(H29年度)ただし、試行版であり、都度見直しを実施している。
21	・タイムラインに基づく市長等も参加した実践的な訓練	K.P.Q	H28年度から定期的に実施	協議会全体	具体的な実施方法について検討していく。	今後、タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	ロールプレイング等の実践的な訓練実施を検討【H29年度～】
22	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C.E.F.G	R1年度から順次実施	協議会全体	台風19号での対応で明らかとなった課題を踏まえ、タイムラインの検証を進める	協議会において情報共有を行い、実施を検討する。	実施を検討する
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援							
23-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・県			
23-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・機構			
24-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施	A.D	H30年度から順次実施	関東地整			
24-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A.D	H30年度から順次実施	県・市町	該当なし	特になし	該当なし
25-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	R2年度	市町	令和2年度中に想定最大規模降雨を主とした水害ハザードマップに更新を行う。	・想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを作成した。	作成及び公表(全戸)配付。【H30年3月】ただし、県管理河川については、被害想定公表が未実施のため、計画規模降雨のみである。
25-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)	H	R2年度	関東地整			
26-1	・広域避難計画の策定	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	引き続き広域避難計画の策定について検討していく。	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 ・地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。 ・下記の近隣市町と災害協定を締結している。 災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町) 災害時における避難場所相互利用に関する協定(春日部市) 災害時における避難場所相互利用に関する協定(さいたま市(旧岩槻市)) 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	既に協定を結んでいる市町村と検討を行う【H29年度～】
26-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	引き続き広域避難計画の策定について検討していく。	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 ・地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。 ・下記の近隣市町と災害協定を締結している。 災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町) 災害時における避難場所相互利用に関する協定(春日部市) 災害時における避難場所相互利用に関する協定(さいたま市(旧岩槻市)) 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	既に協定を結んでいる市町村と検討を行う【H29年度～】
27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	東京電力グループ会社と、電柱への看板設置に関する協定を締結しているが、引き続き迅速な避難が行えるよう、案内板の整備等実施していく。	電柱への看板設置に関する協定の締結を行い、順次設置を拡大している。	令和2年3月に事業を実施済み。
28-1	・要配慮者利用施設の避難計画の作成	O	R3年度	市町	要配慮者利用施設を対象とした避難確保計画について、対象施設に作成方法等の支援を実施する。	平成30年度に関係課によるPTを設置。要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施の義務化について、関係各課より各施設に通知を送付。避難計画の作成への支援については、市ホームページでひな型や作成マニュアルを掲載している。	要配慮者施設において策定している避難計画について、最新の浸水想定区域を反映したものに更新する作業及び、それを利用した訓練をするよう支援していく【H29年度～】

草加市		越谷市		蕨市		戸田市	
28-2	要配慮者利用施設の避難訓練の支援	R3年度	市町	要配慮者利用施設避難確保計画を作成した施設に対して、避難訓練の支援を実施する。	平成30年度に關係課によるPTを設置。要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施の義務化について、関係各課より各施設に通知を送付。避難計画の作成への支援については、市ホームページでひな型や作成マニュアルを掲載している。	要配慮者施設において策定している避難計画について、最新の浸水想定区域を反映したものに更新する作業及び、それを利用した訓練をするよう支援していく【H29年度～】	対象施設に対して、施設所管課と連携して避難確保計画の策定及び訓練の実施を依頼した。H31年1月末時点で約8割の施設が市に計画を提出している。
29-1	避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用	H28年度から順次実施	市町	地元企業等と協議し、避難場所に係る協定を締結しており、引き続き既存施設の避難場所の活用について検討していく。	活用の必要性を検証し、必要に応じて既存施設の避難場所活用について検討する。	避難所の数について再検証する【H29年度～】	市内の地域ごとにワークショップを開催し、民間施設等を緊急一時避難場所として活用できるよう取組を行った。
29-2	避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	H28年度から順次実施	市町	地元企業等と協議し、避難場所に係る協定を締結しており、引き続き既存施設の避難場所の活用について検討していく。	活用の必要性を検証し、必要に応じて既存施設の避難場所活用について検討する。	避難所の数について再検証する【H29年度～】	市内の地域ごとにワークショップを開催し、民間施設等を緊急一時避難場所として活用できるよう取組を行った。
30	応急的な避難場所の確保	R1年度から順次実施	関東地整・市町	台風19号での対応で明らかとなった課題を踏まえ、検討を行う。	協議会において情報共有を行い、実施を検討する。	県内自治体の取り組みを参考にし、確保に努める	市内の地域ごとにワークショップを開催し、民間施設等を緊急一時避難場所として活用できるよう取組を行った。
31	避難訓練への地域住民の参加促進	R1年度から順次実施	市町	水害に着目した避難訓練の計画・検討を行う。	協議会において情報共有を行い、実施を検討する。	町会と連携し、訓練への参加促進を行っている。	一部の地区において、水害避難訓練を実施した。今後、他の地区においても順次実施していく。
32-1	高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	R1年度から順次実施	関東地整・市町	要配慮者避難確保計画の作成促進を行う。	協議会において情報を共有する。	高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施を検討する	高齢者を含め市民等に対し、出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法など理解促進のための取組を実施している。
32-2	要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	R1年度から順次実施	関東地整・市町	要配慮者避難確保計画の作成促進を行う。	協議会において情報を共有する。	高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施を検討する	
33-1	地区防災計画の作成	R1年度から順次実施	関東地整				
33-2	地域の防災リーダー育成に関する支援	R1年度から順次実施	関東地整				
34	地域防災力の向上のための人材育成	R1年度から順次実施	関東地整				
■防災教育や防災知識の普及・啓発							
35	防災に関する説明会の開催	H28年度から順次実施	協議会全体	水防災について、地域住民及び市職員に対し、説明会を実施。引き続き地域住民等に対し、水防災に関する説明会等を実施していく。	防災訓練や出張講座を通じて防災意識の普及啓発を行った。	毎年近隣市と合同で実施している【H28年度～】	H19年度から実施している自主防災組織とのワークショップや講演会、水害避難訓練、出前講座等で継続的に実施している。
36	教員を対象とした講習会の実施	H28年度から順次実施	関東地整・市町	ハザードマップを教材とした、授業実施について防災担当の教員に対し説明会を実施。引き続き教員に対し、説明会を実施していく。	学校からの要請に応じて、教職員を対象とした講座を実施した。また学校や地域の要請に応じて、教員に加え、生徒や地域住民も含めた講座、避難所開設訓練等を実施した。	教員を対象とした講習会を実施【H30年度】以後、要望に応じ実施予定。	平成30年度に国土交通省荒川下流河川事務所と連携して、教員を対象とした水防災に関する研修会の実施した。(H30.8.7実施市内全小・中学校から計20名参加)
37-1	小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	H28年度から順次実施	関東地整・市町	ハザードマップを教材とした、防災学習を実施。引き続き、防災教育を促進していく。	学校からの要請に応じて、生徒を対象とした防災講演を実施した。	実施の検討を行う【H29年度～】	関係機関と連携し、実施を検討していく。市内各団体からの要請により、まちづくり出前講座を実施した。市職員が講師として出向し、市ハザードマップを中心に、戸田市の災害について講義を行った。
37-2	中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	H28年度から順次実施	関東地整・市町	ハザードマップを教材とした、防災学習を実施。引き続き、防災教育を促進していく。	学校からの要請に応じて、生徒を対象とした防災講演を実施した。	実施の検討を行う【H29年度～】	関係機関と連携し、実施を検討していく。市内各団体からの要請により、まちづくり出前講座を実施した。市職員が講師として出向し、市ハザードマップを中心に、戸田市の災害について講義を行った。
38	出前講座等を活用した講習会の実施	引き続き実施	関東地整・市町	水災害について、地域住民に対し、出前講座等を実施。引き続き地域住民に対し、水災害に関する出前講座等を実施していく。			
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	R1年度から順次実施	関東地整・市町				
2.洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組							
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化							
40	水防団や地域住民が参加する洪水に對しリスクが高い区間や重要水防施設の共同点検	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	引き続き地域住民の参加について検討していく。	重要水防箇所等において共同点検を実施した。	実施を検討する	毎年、実施される荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所との共同点検に地域住民の代表者や水防団を取り纏める消防職員が参加した。今後も継続して、実施していく。
41-1	水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	対象なし	延期により参加していない。来年度は参加予定。	毎年近隣市合同水防演習にて実施している	水防団(消防団)及び市建設業協会は、水防技術の向上を図るため、荒川左岸水害予防組合の水防演習に参加を予定していたが、コロナ禍により演習が中止となり実施できなかった。
41-2	水防団強化を目的とした、水防団での連携・協力に関する検討	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	対象なし	延期により参加していない。来年度は参加予定。	毎年近隣市合同水防演習にて実施している	水防団(消防団)及び市建設業協会は、水防技術の向上を図るため、荒川左岸水害予防組合の水防演習に参加を予定していたが、コロナ禍により演習が中止となり実施できなかった。
41-3	水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	対象なし	延期により参加していない。来年度は参加予定。	毎年近隣市合同水防演習にて実施している	水防団(消防団)及び市建設業協会は、水防技術の向上を図るため、荒川左岸水害予防組合の水防演習に参加を予定していたが、コロナ禍により演習が中止となり実施できなかった。
42	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	引き続き実施	市町	対象なし	団員の募集を検討していく。	HP等で実施していく【引き続き】	広報やホームページ等で広く募集している。
43	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	H28年度から順次実施	市町	地域の建設業者と水防支援体制等について、確認。引き続き体制の強化に努める。	現在、15社の建設業者と13社の電気設備業者と災害時に支援の協定を結んでいる。	地域の建設業者による水防支援体制が既に構築されている	既に、市と建設業協会とは、「災害時における応急対策業務に関する協定書」を締結している。
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立							
44-1	既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	H28年度から順次実施	関東地整・市町				
44-2	「ダムの柔軟な運用」の運用	H28年度から順次実施	関東地整・市町				
45	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	R1年度から順次実施	関東地整				
3.一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動							
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施							
46	既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成	H28年度から順次実施	関東地整・市町	引き続き排水計画策定について検討していく。	排水施設については、操作規則等で運用している。市内には多くの排水施設があり、これらを活用し、迅速に氾濫水を排水できるよう、排水計画を検討していく。	計画策定を検討していく【H28年度～】	長期間の浸水が想定される「さいたま市、川口市、蕨市、戸田市」地域をモデルとした緊急排水計画(案)の作成について、荒川上流河川事務所と調整中である。
47	排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	H28年度から順次実施	協議会全体	引き続き排水計画策定について検討していく。	適切な排水が出来るよう、月1回の排水施設の点検をかねた操作研修を実施した。	実施を検討していく【H29年度～】	緊急排水計画(案)の作成後、排水訓練の実施を検討する。

具体的な取組の柱				朝霞市	志木市	和光市	新座市
1) ハード対策の主な取組							
■洪水を河川内で安全に流す対策							
1	・優先的に実施する堤防整備。多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整			
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整			
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整			
■危機管理型ハード対策							
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整			
■避難行動・水防活動・排水活動に資する基盤等の整備							
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理)水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県			
6	・情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町	平成28年度～平成32年度の5箇年で防災行政無線工事のデジタル化整備工事を実施済。 H29年度 MCA無線機10台の導入 H29年3月末より 同報系防災行政無線テレホンサービス(放送内容の確認)開始 R2年度 IP電話機45台導入	平成30年度末に同報系防災行政無線のデジタル化完了	同報系防災行政無線のデジタル化について、平成30年度に子局のデジタル改修が完了しており、令和元年度以降は、戸別受信機の新設・改修等を実施している。 平成30年度から、土砂災害警戒区域の住民等に対し、緊急情報を電話による自動音声で周知する一斉情報伝達システムの運用を開始した。 平成29年度からYahoo!防災速報による災害情報の配信を開始した。平成29年度、IP無線を購入し、避難場所にも配備した。
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	研修参加や情報の収集により各市の状況に合わせて、水防資材の研究をして行く R1年度可搬式ポンプの入れ替え実施済	検討する	・可搬動力ポンプは定期的に点検している。 ・水防資機材を新座消防署水防倉庫に保管しており、その点検に努める。 ・順次、土のうステーションを配備し、計5基となった。
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	研修参加や情報の収集により各市の状況に合わせて、水防資材の研究をして行く R1年度可搬式ポンプの入れ替え実施済	検討する	・可搬動力ポンプは定期的に点検している。 ・水防資機材を新座消防署水防倉庫に保管しており、その点検に努める。 ・順次、土のうステーションを配備し、計5基となった。
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実施するための対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県			
9-1	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・市町	本庁舎 浸水想定区域外のため対象外 市役所庁舎の建て替えに反映させる(令和4年度供用予定)	本庁舎 浸水想定区域外のため対象外	市役所庁舎は浸水想定区域ではないため対象外。
9-2	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・市町	本庁舎 浸水想定区域外のため対象外 市役所庁舎の建て替えに反映させる(令和4年度供用予定)	本庁舎 浸水想定区域外のため対象外	市役所庁舎は浸水想定区域ではないため対象外。
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整			
11-1	・広域避難計画に必要な避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	水害時における広域避難については、浸水想定区域外の避難所を活用することから、検討していない。 防災計画には位置づけられているが、今後具体的に避難場所や避難路について、近隣市と協議していく 市民体育館を想定している	浸水想定区域が市内の一部に留まるため対象外	従前、本市は浸水想定区域が限定的で、市内避難場所に対応可能だったが、県管理河川流域の洪水浸水想定区域等の拡大や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえると大幅に避難スペースが減少することを考慮し、また、隣接市町村に避難する方が近い場合も想定し、実施を検討する。
11-2	・広域避難計画に必要な避難路の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	水害時における広域避難については、浸水想定区域外の避難所を活用することから、検討していない。 防災計画には位置づけられているが、今後具体的に避難場所や避難路について、近隣市と協議していく	浸水想定区域が市内の一部に留まるため対象外	従前、本市は浸水想定区域が限定的で、市内避難場所に対応可能だったが、県管理河川流域の洪水浸水想定区域等の拡大や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえると大幅に避難スペースが減少することを考慮し、また、隣接市町村に避難する方が近い場合も想定し、実施を検討する。
2) ソフト対策の主な取組							
① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組							
■的確な避難行動を取るための情報提供							
12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H29年度から順次実施	関東地整・県			
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県			
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁			
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・市町	複数メディアと協定及び契約済み Lアラートの活用 テレビ埼玉のデータ放送の運用を令和3年度開始した	協定等締結済み	Lアラートによる情報共有を行った。 株ジェイコム及びすまいるFMと協定締結済み。
16-1	・市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	メール、FAX、電話など様々な情報伝達手段を活用し、関係機関との連絡体制を構築している。 R2年度地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線の再整備を実施した。	検討する	浸水想定区域内に市庁舎や災害拠点病院は存在しないものの、地震時の対応も含め、病院や要配慮者利用施設には防災行政無線個別受信機を設置し、情報伝達体制を強化している。
16-2	・災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	メール、FAX、電話など様々な情報伝達手段を活用し、関係機関との連絡体制を構築している。 地元民間病院と協定を締結している	検討する	浸水想定区域内に市庁舎や災害拠点病院は存在しないものの、地震時の対応も含め、病院や要配慮者利用施設には防災行政無線個別受信機を設置し、情報伝達体制を強化している。
17	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・県・市町	関係機関とのホットラインを構築済み	活用事例はないが、緊急時には活用する	引き続き、顔の見える関係の構築に努める。
18	・洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整			

具体的取組(県・市町調査項目)		課題	目標時期	取組機関	朝霞市	志木市	和光市	新座市
19	避難勧告の発令に備えたタイムラインの作成 ・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D.F	H28年度から順次実施	関東地整				
20	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破壊後を含めた、避難勧告の発令に備えたタイムラインの作成	C.E.G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	平成29年度作成済	H29年度作成	検討する	平成29年度に作成したものについて、令和元年度、河川ごとに整理を行った。
21	・タイムラインに基づく市長等も参加した実践的な訓練	K.P.Q	H28年度から定期的に実施	協議会全体	河川はん濫を想定した災害対策本部指揮訓練を実施済	実施を検討中である	検討する	具体的な内容について、検討する。
22	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C.E.F.G	R1年度から順次実施	協議会全体	令和元年度台風19号での教訓を踏まえ、避難情報発令の対象地域や判断基準について見直しを行った。	台風第19号を踏まえ、検討中である	検討する	県管理河川の洪水浸水想定区域改定を踏まえ、避難情報発令対象区域の見直しを行った。避難訓練については、コロナ禍で住民参加型の実施が困難な状況。判断基準等について、内閣府ガイドラインの改定に合わせ、令和3年度出水期から対応する。
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援								
23-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・県				
23-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
24-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施	A.D	H30年度から順次実施	関東地整				
24-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A.D	H30年度から順次実施	県・市町	該当なし	近隣市の状況を把握しつつ、検討していく	自然堤防や輪中堤が存在しないため、対象外	対象外
25-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	R2年度	市町	最新の浸水想定区域を反映したハザードマップを作成し、配付するとともに、訓練に活用している。	荒川については、平成29年度にハザードマップデータを作成し、データの公開をしている 市民利便帳などにもハザードマップを掲載している 新河岸側・柳瀬川については、令和3年3月にハザードマップを作成し、データを公開している 令和元年東日本台風で避難指示(緊急)が発令された地域を対象に、地区別防災ガイドブックを作成し、令和3年4月以降に対象地区全世帯に配付する予定	平成29年3月に作成し、公表・配布中。	令和2年度末に、県管理河川に関する想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域を反映した。
25-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)	H	R2年度	関東地整				
26-1	・広域避難計画の策定	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	近隣市等と災害時相互応援に関する協定を締結している。水害時における広域避難については、浸水想定区域外の避難所を活用することから、検討していない。	防災計画には位置づけられているが、今後具体的に避難先などについて、近隣市と協議していく	浸水想定区域が市内の一部に留まるため対象外	本市は浸水想定区域が限定的で、市内避難場所に対応可能だったが、県管理河川流域の洪水浸水想定区域等の拡大や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえると大幅に避難スペースが減少することを考慮し、また、隣接市町村に避難する方が近い場合も想定し、実施を検討する。
26-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H.J.Q	R2年度	関東地整・市町	近隣市等と災害時相互応援に関する協定を締結している。水害時における広域避難については、浸水想定区域外の避難所を活用することから、検討していない。	防災計画には位置づけられているが、今後具体的に避難先などについて、近隣市と協議していく	浸水想定区域が市内の一部に留まるため対象外	本市は浸水想定区域が限定的で、市内避難場所に対応可能だったが、県管理河川流域の洪水浸水想定区域等の拡大や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえると大幅に避難スペースが減少することを考慮し、また、隣接市町村に避難する方が近い場合も想定し、実施を検討する。
27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や活用事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	東電タウンプランニング㈱と、電柱広告の一部に市の防災情報等を掲載する内容の協定を締結済み。設置済みの避難場所案内看板について、洪水への対応等、災害種別ごとの対応を追記済み。	検討する	検討する	東電タウンプランニング㈱と、電柱広告の一部に市の防災情報等を掲載する内容の協定を締結済み。設置済みの避難場所案内看板について、洪水への対応等、災害種別ごとの対応を追記済み。
28-1	・要配慮者利用施設の避難計画の作成	O	R3年度	市町	浸水想定区域内の対象施設に対して説明を実施し、各施設で計画を策定した。	関係部署と連携し、要配慮者利用施設において避難確保計画を策定済 また、要配慮者利用施設における訓練の実施について支援を検討していく	平成27年度から年1回、浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に、計画策定を促すための説明会を実施中	対象施設に対し、継続して個別訪問を実施し、趣旨等を説明するとともに作成を促す 引き続き、要配慮者利用施設に対する緊急情報の伝達訓練の実施に努める。

※令和2年度末取組実施状況

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	朝霞市	志木市	和光市	新座市
28-2	・要配慮者利用施設の避難訓練の支援	O	R3年度	市町	浸水想定区域内の対象施設に対して説明を実施し、各施設で計画を策定した。	関係部署と連携し、要配慮者利用施設において避難確保計画を策定済 また、要配慮者利用施設における訓練の実施について支援を検討していく	平成27年度から年1回、浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に、計画策定を促すための説明会を実施中	対象施設に対し、継続して個別訪問を実施し、趣旨等を説明するとともに作成を促す。 引き続き、要配慮者利用施設に対する緊急情報の伝達訓練の実施に努める。
29-1	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用	I	H28年度から順次実施	市町	複数の民間施設と災害時における避難所利用に関する協定を締結している。	浸水想定などに基づき、私立学校や民間施設との災害協力協定などで施設の活用を検討していく	国施設1か所及び市内ホテル2か所と施設利用の協定を締結済み	県管理河川流域の洪水浸水想定区域等の拡大や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえると大幅に避難スペースが減少するため、避難場所開設箇所の増の他、民間事業者との協定締結に努める。
29-2	・避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	H28年度から順次実施	市町	複数の民間施設と災害時における避難所利用に関する協定を締結している。	浸水想定などに基づき、私立学校や民間施設との災害協力協定などで施設の活用を検討していく	国施設1か所及び市内ホテル2か所と施設利用の協定を締結済み	県管理河川流域の洪水浸水想定区域等の拡大や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえると大幅に避難スペースが減少するため、避難場所開設箇所の増の他、民間事業者との協定締結に努める。
30	・応急的な避難場所の確保	I	R1年度から順次実施	関東地整・市町	複数の民間施設と災害時における避難所利用に関する協定を締結している。	検討する	検討する	先進事例を把握し、実施を検討する。
31	・避難訓練への地域住民の参加促進	H	R1年度から順次実施	市町	小学校区の防災訓練を自主防災組織と共同で開催し、地域住民の参加促進に努めている。	引き続き、各自自主防災組織と連携し、参加を促進していく	検討する	実施を検討する。
32-1	・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	O	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	高齢者サロンや地域包括支援センターに対し災害時の避難行動等について説明を実施した。	避難支援等関係者とも連携しつつ、今後検討する	検討する	先進事例の共有に努める。 避難行動要支援者名簿の取りまとめ様式に、要支援者住所が洪水浸水想定区域に含まれているか分かるよう明記した。
32-2	・要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	O	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	高齢者サロンや地域包括支援センターに対し災害時の避難行動等について説明を実施した。	避難支援等関係者とも連携しつつ、今後検討する	検討する	先進事例の共有に努める。 避難行動要支援者名簿の取りまとめ様式に、要支援者住所が洪水浸水想定区域に含まれているか分かるよう明記した。
33-1	・地区防災計画の作成	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整				
33-2	・地域の防災リーダー育成に関する支援	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整				
34	・地域防災力の向上のための人材育成	O,P,Q	R1年度から順次実施	関東地整				
■防災教育や防災知識の普及・啓蒙								
35	・水防災に関する説明会の開催	B,K	H28年度から順次実施	協議会全体	自主防災組織等からの依頼による出前講座や講話等を通じて、水防災を含めた防災教育を実施している。	今後、実施を検討していく	・出前講座等を適宜実施している。 ・R1.11.30に「わこう水防災セミナー」を実施。	出前講座又は防災訓練時の講話の際に啓蒙を行っているが、浸水想定区域を対象とする場合は、引き続き、特に強化して実施する。
36	・教員を対象とした講習会の実施	K	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県・市町	浸水想定区域内の学校の管理職に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられたこと等を、全体説明会や個別対応にて説明を実施した。	今後、教育委員会と実施について、検討していく	実施済み	浸水想定区域内の4校の管理職に対し、避難確保計画の作成や避難計画が義務付けられたこと等を、個別訪問の上、説明した。
37-1	・小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	小学校の総合学習や避難所となる小学校の体育館への宿泊体験などを通じ、防災教育を実施している。 今後、中学生に対しても実施を検討する。	今後、教育委員会と実施について、検討していく	・中学生を対象としたHUGの出前講座を実施	小・中学生向け防災チェックシートについて、水害の知識を盛り込み、配布した。 引き続き、学校からの依頼に基づき、水害に関する出前講座を実施していく。
37-2	・中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	小学校の総合学習や避難所となる小学校の体育館への宿泊体験などを通じ、防災教育を実施している。 今後、中学生に対しても実施を検討する。	今後、教育委員会と実施について、検討していく	・中学生を対象としたHUGの出前講座を実施	小・中学生向け防災チェックシートについて、水害の知識を盛り込み、配布した。 引き続き、学校からの依頼に基づき、水害に関する出前講座を実施していく。
38	・出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・県			・子育て世代、地域住民を対象に、マイタイムラインの出前講座を実施	
39	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	K	R1年度から順次実施	関東地整・機構・県				
■洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組								
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化								
40	・水防団や地域住民が参加する洪水に対するリスクが高い区画や重要水防施設の共同点検	R	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	検討する	今後、毎年、実施される河川事務所との共同点検に水防団等へ参加をできるよう周知していく	・検討する	対象なし 本市は荒川沿川ではないが、県管理河川について、対応を検討する。
41-1	・水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	消防署及び消防団の連携による水難救助訓練を実施	以前より、毎年消防団、消防署、志木市、志木市建設業防災協力会により水防訓練を実施している また、今後も継続していく 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から水防訓練は中止とした	・検討する	対象なし 本市は荒川沿川ではないが、県管理河川について、対応を検討する。
41-2	・水防団強化を目的とした、水防団間での連携・協力に関する検討	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	消防署及び消防団の連携による水難救助訓練を実施	以前より、毎年消防団、消防署、志木市、志木市建設業防災協力会により水防訓練を実施している また、今後も継続していく 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から水防訓練は中止とした	・検討する	対象なし 本市は荒川沿川ではないが、県管理河川について、対応を検討する。
41-3	・水防団強化を目的とした、関係機関が連携した水防訓練の実施や訓練内容の改善	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	消防署及び消防団の連携による水難救助訓練を実施	以前より、毎年消防団、消防署、志木市、志木市建設業防災協力会により水防訓練を実施している また、今後も継続していく 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から水防訓練は中止とした	・検討する	対象なし 本市は荒川沿川ではないが、県管理河川について、対応を検討する。
42	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	S	引き続き実施	市町	消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施済	消防団が水防団を兼ねているため、消防団員の募集を継続的に実施している また、協力団体として志木市建設業部防災協力会がある	・検討する	対象なし 本市は荒川沿川ではないが、県管理河川について、対応を検討する。
43	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	U	H28年度から順次実施	市町	可搬式エンジンポンプ操作等の支援体制を構築済	既に志木市建設業防災協力会があり、市と防災協定を締結している	・すでに構築済み	対象なし 本市は荒川沿川ではないが、建設・建築・造園・電設・水道の各事業者と協定を締結済み。
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立								
44-1	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
44-2	・「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
45	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	AA	R1年度から順次実施	関東地整				
■一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動								
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施								
46	・既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成	Z	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県・市町	検討する	既存の排水施設を活用した排水計画を下水道担当などと協議していく	・検討する	策定を検討する。
47	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	H28年度から順次実施	協議会全体	検討する	排水計画策定後に実施していく	・検討する	実施を検討する。

具体的な取組の柱				桶川市	久喜市	北本市	八潮市
1)ハード対策の主な取組							
■洪水を河川内で安全に流す対策							
1	優先的に実施する堤防整備。多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整			
2	橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整			
3	多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整			
■危機管理型ハード対策							
4	堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整			
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備							
5	雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理型)水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県			
6	情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町	【実施済み】 +H28~H31年度で防災行政無線のデジタル化更新整備工事を実施した。 +情報通信手段については、登録制メールの他、防災行政無線電話自動応答サービス、市公式Twitter、テレ玉データ放送を実施している。 +令和3年3月より、防災行政無線による避難情報を一斉に各家庭の固定電話にお知らせするサービスを開始した。	・防災行政無線のデジタル化が完了した。【平成31年度で完了】	・H29年度にプッシュ型メールの配信手続き ・R1年度に固定系防災行政無線のデジタル化が完了。 ・R2年度に移動系防災行政無線のデジタル化が完了。
7-1	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	現在は台風、ゲリラ豪雨時に市民から土壌及び排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応し被害を最小限に抑えられるように、定期的に点検等を実施している。 また、希望者へ設置を行っている土壌についても、要望が多い箇所をピックアップし把握に努めている。	水防事務組合にて水防資機材の管理をしている。 適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	・新技術を活用した水防資機材等を調査し、必要と思われる資機材等の整備を進める。
7-2	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	現在は台風、ゲリラ豪雨時に市民から土壌及び排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応し被害を最小限に抑えられるように、定期的に点検等を実施している。 また、希望者へ設置を行っている土壌についても、要望が多い箇所をピックアップし把握に努めている。	関係者との共同点検について検討する。	・新技術を活用した水防資機材等を調査し、必要と思われる資機材等の整備を進める。
8	排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・県			
9-1	浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・県・市町	対象施設:桶川市役所仮設庁舎 本施設は、浸水想定区域に想定されていないため対象なし また、ダムは本市にないため対象なし	【実施済み】 +H27年度自家発電装置等を高所に設置し、浸水対策済み。	災害対策本部は本庁舎内に設置することとしているが、設置が困難な場合に備え、複数の施設を代替施設として指定している。 浸水時は、自家発電設備を備える八潮消防署に災害対策本部を設置するが、屋上に自家発電設備を設置しているため、浸水の恐れはないものと思われる。 なお、新庁舎における耐水化等については検討中である。
9-2	浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・県・市町	対象施設:桶川市役所仮設庁舎 本施設は、浸水想定区域に想定されていないため対象なし また、ダムは本市にないため対象なし	【実施済み】 +H27年度自家発電装置等を高所に設置し、浸水対策済み。	災害対策本部は本庁舎内に設置することとしているが、設置が困難な場合に備え、複数の施設を代替施設として指定している。 浸水時は、自家発電設備を備える八潮消防署に災害対策本部を設置するが、屋上に自家発電設備を設置しているため、浸水の恐れはないものと思われる。 なお、新庁舎における耐水化等については検討中である。
10	河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整			
11-1	広域避難計画に必要な避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	整備済み	【実施済み】 +近隣市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んでおり、各市町が指定する全ての避難所を利用できる。	本市から他市町への広域避難は現在のところ考えにくい 今後検討していく。
11-2	広域避難計画に必要な避難路の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	整備済み	【実施済み】 +近隣市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んでおり、各市町が指定する全ての避難所への経路については、各市町ごとに指定するもの。	本市から他市町への広域避難は現在のところ考えにくい 今後検討していく。
2)ソフト対策の主な取組							
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組							
■的確な避難行動を取るための情報提供							
12	緊急避難メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H29年度から順次実施	関東地整・県			
13	水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・県			
14	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁			
15	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	株式会社ジェイコム北関東と「災害時における放送等に関する協定」を締結し、迅速かつ正確に災害情報を伝達する。 また、テレビ埼玉のデータ放送を使用し災害情報を周知する。	【実施済み】 +平成27年5月1日からテレ玉データ放送にて、災害時の防災情報を提供する体制を整備済み	既に地元ケーブルテレビ会社と「災害時における放送等に関する協定」を締結し連携している 株ジェイコム北関東と協定締結済み。 市総合防災訓練に協力いただくなど連携強化を行っている。
16-1	市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	関係機関と情報伝達体制の構築に向けて調整中	・地域防災計画において、関係機関との情報伝達体制・方法を規定	H30年度の防災訓練において、情報伝達訓練を行った R2年度に移動系防災行政無線のデジタル化の完了に伴い、市町村庁舎や災害拠点病院等に無線機を未配備のため今後配備について検討していく。
16-2	災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	関係機関と情報伝達体制の構築に向けて調整中	・埼玉県地上系防災行政無線により、情報体制を確保した。	H30年度の防災訓練において、情報伝達訓練を行った R2年度に移動系防災行政無線のデジタル化の完了に伴い、市町村庁舎や災害拠点病院等に無線機を未配備のため今後配備について検討していく。
17	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・県・市町	河川担当部署と連絡調整を行なっている	【実施済み】 洪水時における荒川上流河川事務所とのホットラインを構築済み。	実施済み
18	洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整			

多摩 R02年度末取組実施状況		具体的な取組の柱		桶川市	久喜市	北本市	八潮市
■避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成							
19	・氾濫リスクの広域拡散を考慮した越水・破壊後を含めた、避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成	D.F	H28年度から順次実施	関東地整			
20	・氾濫リスクの広域拡散を考慮した越水・破壊後を含めた、避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成	C.E.G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	現在、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成中であり、同マニュアルを基にタイムラインの作成を予定。 【実施済み】 ・荒川・利根川・江戸川に係るタイムラインを作成済み。	令和元年度に作成した。	氾濫リスクの広域拡散を考慮した越水・破壊後を含めた、避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成予定。
21	・タイムラインに基づく市長等も参加した実践的な訓練	K.P.Q	H28年度から定期的に実施	協議会全体	タイムライン作成後、訓練の実施等を調整予定。 ・タイムラインは作成済みであり、今後、検証していく。	・ロールプレイング等の実践的な訓練実施を検討する。	タイムライン作成後に訓練の実施を検討する。
22	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C.E.F.G	R1年度から順次実施	協議会全体	桶川市地域防災計画に記載されている判断基準をより具体化した、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成済み。 ・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準について記載している。	令和元年台風19号の被害状況から、避難勧告対象を明確化した。	避難誘導体制の検討を行っていく。
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援							
23-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・県			
23-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・機構			
24-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施	A.D	H30年度から順次実施	関東地整			
24-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A.D	H30年度から順次実施	県・市町	実施を検討する。 ・対象なし	予定なし	予定なし。
25-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	R2年度	市町	平成31年3月末にハザードマップを更新し、4月に全戸配布。市ホームページで公開、窓口で配布することで周知している。 【実施済み】 ・平成31年3月末にハザードマップを更新し、4月に全戸配布した。 ・ハザードマップ説明会を実施した。	想定最大規模の洪水ハザードマップを制作し、平成29年度に全戸配布	令和元年度に想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを作成した。
25-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供（専門家による支援の実施）	H	R2年度	関東地整			
26-1	・広域避難計画の策定	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	川島町と「災害時の避難場所相互利用に関する協定」を締結した。広域避難計画の策定については、次回地域防災計画の改訂時に検討する。 ・広域避難計画の策定について検討していく。	・本市の浸水区域は一部のため広域避難計画の策定は考えていないが、隣接する市からの協定締結については協力に対応する。	市町村間の協定に関しては次のとおりである。 ・災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 ・災害に対する相互応援及び協力に関する協定（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町） ・足立区と八潮市との災害時における相互援助に関する協定 ・災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定 ・災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定 ・災害時における相互応援に関する協定（山梨県笛吹市） ・原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定
26-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H.J.Q	R2年度	関東地整・市町	川島町と「災害時の避難場所相互利用に関する協定」を締結した。広域避難計画の策定については、次回地域防災計画の改訂時に検討する。 ・埼玉県下の市町村や、他県市町村などと大規模災害に備えた相互応援協定を締結している。今後も適宜相互応援協定を拡充していく。	隣接する川島町と避難所の相互利用協定を結んだ。	市町村間の協定に関しては次のとおりである。 ・災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 ・災害に対する相互応援及び協力に関する協定（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町） ・足立区と八潮市との災害時における相互援助に関する協定 ・災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定 ・災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定 ・災害時における相互応援に関する協定（山梨県笛吹市） ・原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定
27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	実施を検討する。 ・電柱に張り付ける形で設置している39個の看板を令和2年度末に更新した。想定浸水深が3.0m以下の個所については、標識の掲出に加えて想定浸水深と同じ高さに赤いテープを巻き付けている。また、想定浸水深が3.1m以上の個所については、視認性の観点から、標識の掲出のみとしている。	「まるごと、まちごとハザードマップ」の作成を検討	想定浸水深を示す看板は未設置だが、避難所誘導看板を設置している。
28-1	・要配慮者利用施設の避難計画の作成	O	R3年度	市町	福祉関係部署と検討予定。 水防法改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保計画作成義務化及び避難訓練の実施について、関係課を通じ周知し対応を依頼した。	要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や避難訓練の実施支援を検討していく。	引き続き要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者の避難計画の作成及び訓練について促進していく。

具体的な取組の柱		桶川市		久喜市		北本市		八潮市	
28-2	要配慮者利用施設の避難訓練の支援	O	R3年度	市町	福祉関係部署と検討予定。	水防法改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保計画作成義務化及び避難訓練の実施について、関係課を通じ支援を検討していく。	要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や避難訓練の実施支援を検討していく。	引き続き要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者の避難計画の作成及び訓練について促進していく。	
29-1	避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用	I	H28年度から順次実施	市町	市内福祉施設5施設と「災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書」、ペニバナウォーク桶川及び株式会社カスミと「災害時における支援協力に関する協定書」並びに平成30年2月に新都市ライフホールディングスと「災害時における支援協力に関する協定」の締結を行い避難場所の確保に努めている。	【実施済み】株式会社ラウンドワンスタジアムさいたま・栗橋店等と洪水時等における一時避難施設の使用に関する協定を締結済み	予定なし	近隣にある企業等の社屋等を避難場所として利用できるよう働きかけを行い、地元町会と企業との間で緊急一時避難場所に関する協力を締結した。	
29-2	避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	H28年度から順次実施	市町	市内福祉施設5施設と「災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書」、ペニバナウォーク桶川及び株式会社カスミと「災害時における支援協力に関する協定書」並びに平成30年2月に新都市ライフホールディングスと「災害時における支援協力に関する協定」の締結を行い避難場所の確保に努めている。	【実施済み】協議会で情報共有済み	予定なし	近隣にある企業等の社屋等を避難場所として利用できるよう働きかけを行い、地元町会と企業との間で緊急一時避難場所に関する協力を締結した。	
30	応急的な避難場所の確保	I	R1年度から順次実施	関東地整・市町	ハザードマップに避難場所を記載している。	【実施済み】ラウンドワンスタジアム さいたま・栗橋店等と洪水時における一時避難施設の使用に関する協定を締結している。	予定なし	近隣にある企業等の社屋等を避難場所として利用できるよう働きかけを行い、地元町会と企業との間で緊急一時避難場所に関する協力を締結した。	
31	避難訓練への地域住民の参加促進	H	R1年度から順次実施	市町	年に一度、防災訓練を行っており訓練参加の促進を行なっている。	【実施済み】令和元年8月31日に総合防災訓練において会場校となる小学校への避難訓練を実施した。	地震を想定した防災訓練を実施しており、水防に注目した避難訓練については予定なし	予定なし	
32-1	高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	O	R1年度から順次実施	関東地整・市町	担当部署と連携について検討予定	【実施済み】地域包括支援センターの職員にハザードマップの見方の説明会を実施した。 ・協議会資料等を高齢者福祉部局に情報提供している。	被害が想定できる家屋の連絡先を聞き取りした。台風接近時に事前に注意喚起する。	・要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	
32-2	要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	O	R1年度から順次実施	関東地整・市町	担当部署と連携について検討予定	【実施済み】協議会資料等を高齢者福祉部局に情報提供している。	被害が想定できる家屋の連絡先を聞き取りした。台風接近時に事前に注意喚起する。	・要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	
33-1	地区防災計画の作成	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整					
33-2	地域の防災リーダー育成に関する支援	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整					
34	地域防災力の向上のための人材育成	O,P,Q	R1年度から順次実施	関東地整					
■防災教育や防災知識の普及・啓蒙									
35	水防に関する説明会の開催	B,K	H28年度から順次実施	協議会全体	自主防災組織リーダー養成講座内で風水害について講座を実施。	【実施済み】ハザードマップ説明会を実施した。	出前講座を実施している。	出前講座及び市広報に水防に関する防災対策を掲載するなど啓蒙を行った。	
36	教員を対象とした講習会の実施	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	教育関係部署と検討予定。	【実施済み】防災教育講座の事前学習として、教員を対象に水害に関する講座やDIGを5校で実施した。 ・市教育研究会学校安全教育研究協議会において、各学校の代表者に水災害を含むコロナ禍での避難場所としての学校の役割について講演を行った。	・教育委員会と調整し、実施を検討していく。	水災害教育の実施について教育委員会と検討予定。	
37-1	小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	教育関係部署と検討予定。	・授業の一環として防災教育講座を5校で実施した。	・教育委員会と調整し、実施を検討していく。	小学校の授業で、川の性質、地域の特徴(河川に囲まれている、過去の水害)について学んでいる。	
37-2	中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	教育関係部署と検討予定。	・実施を検討していく。	・教育委員会と調整し、実施を検討していく。	実施について教育委員会と検討予定。	
38	出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・市町					
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	K	R1年度から順次実施	関東地整・市町					
2.洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組									
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化									
40	水防団や地域住民が参加する洪水に対する共同点検	R	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	重要水防箇所の合同点検に参加している。	対象なし	対象なし		
41-1	水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	過去に水防団(消防団)強化に向けた取り組みを水防関係機関と実施したことがない。水防関係機関との合同訓練を検討。	対象なし	・消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施している。		
41-2	水防団強化を目的とした、水防団での連携・協力に関する検討	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	過去に水防団(消防団)強化に向けた取り組みを水防関係機関と実施したことがない。水防関係機関との合同訓練を検討。	対象なし	・実施を検討する。		
41-3	水防団強化を目的とした、関係機関が連携した水防訓練の実施や訓練内容の改善	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	過去に水防団(消防団)強化に向けた取り組みを水防関係機関と実施したことがない。水防関係機関との合同訓練を検討。	対象なし	・実施を検討する。		
42	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	S	引き続き実施	市町	広報誌、安心安全課窓口等で消防団員の募集を行っている。消防団員の高齢化に伴い、特に若い世代の入団促進に力を入れている。	対象なし	・消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施している。		
43	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	U	H28年度から順次実施	市町	風水害時に必要に応じて、地域の建設業者に水防支援を依頼した。	対象なし	H29年度発生した水害において、地域の建設業者による排水作業を実施した。		
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立									
44-1	既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	AA	H28年度から順次実施	関東地整・市町					
44-2	「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	H28年度から順次実施	関東地整・市町					
45	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	AA	R1年度から順次実施	関東地整					
3.一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動									
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施									
46	既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成	Z	H28年度から順次実施	関東地整・市町	関係部署と調整予定。	・排水資器材は、ポンプを保有している。 ・排水に関する取組として、各担当課(総合支所)において、浸水被害が想定される時の対策を取りまとめている。	作成を検討する。	排水ポンプ車の配置計画を検討していく。	
47	排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	H28年度から順次実施	協議会全体	関係部署と調整予定。	・必要に応じて検討していく	・訓練の実施を検討する。	引き続き、検討していく。	

具体的な取組の柱				富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	
事項	課題	目標時期	取組機関					
1) ハード対策の主な取組								
■洪水を河川内で安全に流す対策								
1	優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整				
2	橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整				
3	多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整				
■危機管理型ハード対策								
4	堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整				
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備								
5	雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県				
6	情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町	平成29年度から、防災行政無線の放送内容が電話で確認できるテレフォンサービスを実施している。 R2年1月より市民向けに防災情報電サービスを開始。 また、ヤフー株式会社との協定に基づき、Yahoo!防災速報アプリで市独自の情報を発信できるようになった。	H30.5月からプッシュ型メールの配信を開始。 R2年1月より市民向けに防災情報電サービスを開始。	・防災行政無線システムのデジタル化実施済み。(平成26年度に同報系、令和元年に移動系) ・他情報伝達手段については、市ホームページ、登録制メール、防災行政無線確認ダイヤル、テレビ埼玉データ放送、Yahoo!防災速報アプリ等の整備実施済み。 ・同報系防災行政無線の音声難聴区域の解消に向けて、今後も情報伝達手段の強化を検討していく。	令和2年度末に、同報系防災行政無線のデジタル化を完了。 情報伝達手段は市ホームページ、登録制メール、ツイッター、テレビ埼玉データ放送、緊急速報メール、坂戸市防災アプリ、Yahoo!JAPAN 自治体からの緊急情報、JCOM音声告知端末、文字表示盤(デジタルサイネージ)を活用している。
7-1	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行っている。 また、資機材については定期的に点検を行っている。	水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行っている。 また、資機材については定期的に点検を行っている。	今後、水防活動に従事する職員用にライフジャケットを購入予定。	令和2年度、新たに水のうを購入し、設置訓練を行った。
7-2	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行っている。 また、資機材については定期的に点検を行っている。	水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行っている。 また、資機材については定期的に点検を行っている。	現在、各消防団へライフジャケットを配備し、河川の氾濫が予想される分団にはボートを配備している。そのほか、チェーンソーを配備している。	令和2年度、新たに水のうを購入し、設置訓練を行った。
8	排水機等の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県				
9-1	浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・市町	市庁舎及び災害対策本部が設置される消防防災倉庫(3階)について、自家発電装置は市庁舎の7階、消防庁舎の屋上に設置している。 庁舎は浸水想定区域にあるが、本部を5階に設置することにより災害対応の継続は可能、と想定される。自家発電装置は市庁舎の7階に設置している。 災害対策本部が置かれる市庁舎と代替施設となる消防防災総合庁舎はいずれも浸水想定区域であるが、市庁舎では5階に、消防防災総合庁舎では3階に本部を設置することにより、災害対応の継続は可能、と想定される。 自家発電装置は市庁舎の7階及び消防防災総合庁舎の屋上に設置している。	市庁舎及び災害対策本部が設置される消防防災倉庫(3階)について、自家発電装置は市庁舎の7階、消防庁舎の屋上に設置している。 庁舎は浸水想定区域にあるが、本部を5階に設置することにより災害対応の継続は可能、と想定される。自家発電装置は市庁舎の7階に設置している。 災害対策本部が置かれる市庁舎と代替施設となる消防防災総合庁舎はいずれも浸水想定区域であるが、市庁舎では5階に、消防防災総合庁舎では3階に本部を設置することにより、災害対応の継続は可能、と想定される。 自家発電装置は市庁舎の8階及び消防防災総合庁舎の屋上に設置している。	災害対策本部が置かれる市庁舎は、浸水想定区域外。また、非常用発電機は庁舎屋上に設置されている。	市庁舎は浸水想定区域外
9-2	浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・市町	市庁舎及び災害対策本部が設置される消防防災倉庫(3階)について、自家発電装置は市庁舎の7階、消防庁舎の屋上に設置している。 庁舎は浸水想定区域にあるが、本部を5階に設置することにより災害対応の継続は可能、と想定される。自家発電装置は市庁舎の7階に設置している。 災害対策本部が置かれる市庁舎と代替施設となる消防防災総合庁舎はいずれも浸水想定区域であるが、市庁舎では5階に、消防防災総合庁舎では3階に本部を設置することにより、災害対応の継続は可能、と想定される。 自家発電装置は市庁舎の8階及び消防防災総合庁舎の屋上に設置している。	市庁舎及び災害対策本部が設置される消防防災倉庫(3階)について、自家発電装置は市庁舎の7階、消防庁舎の屋上に設置している。 庁舎は浸水想定区域にあるが、本部を5階に設置することにより災害対応の継続は可能、と想定される。自家発電装置は市庁舎の7階に設置している。 災害対策本部が置かれる市庁舎と代替施設となる消防防災総合庁舎はいずれも浸水想定区域であるが、市庁舎では5階に、消防防災総合庁舎では3階に本部を設置することにより、災害対応の継続は可能、と想定される。 自家発電装置は市庁舎の8階及び消防防災総合庁舎の屋上に設置している。	災害対策本部が置かれる市庁舎は、浸水想定区域外。また、非常用発電機は庁舎屋上に設置されている。	市庁舎は浸水想定区域外
10	河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整				
11-1	広域避難計画に必要となる避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	広域避難計画の策定と併せて検討していく。	広域避難計画の策定と併せて検討していく。	近隣自治体と避難所の相互利用における協定を締結している。また、遠方の自治体とも災害協定を締結している。	近隣自治体と広域避難について検討中。
11-2	広域避難計画に必要となる避難路の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	広域避難計画の策定と併せて検討していく。	広域避難計画の策定と併せて検討していく。	近隣自治体と避難所の相互利用における協定を締結している。また、遠方の自治体とも災害協定を締結している。	近隣自治体と広域避難について検討中。
2) ソフト対策の主な取組								
① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組								
■的確な避難行動を取るための情報提供								
12	緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H29年度から順次実施	関東地整・県				
13	水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県				
14	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁				
15	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・市町	災害時に市の情報の放送等の実施についての協定をJ・COMと締結している。 テレビさいたまと市の情報を放送する契約を締結している。	(株)ジェイコム北関東と協定を締結しており、引き続き情報共有を図り連携を強化していく。	埼玉県災害情報支援システムのLアラート機能を活用して、情報発信を行う。 ケーブルテレビ会社と締結した「災害時における放送等に関する協定」に基づき、情報発信を行う。 令和2年度よりテレビ埼玉の市町村データ放送サービスを導入。	協定を締結しているJ・COMと、引き続き連携を図っていく。 平成27年度に、テレビ埼玉とテレビ玉市町データ放送サービスを契約済み。
16-1	市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	安否確認メールサービスを導入し、職員への情報伝達手段の充実を図った。	実施について検討していく。	安否確認メールサービスを導入し、職員への情報伝達手段の充実を図った。またIP無線機の整備を進めており、平時から活用し、操作の習熟を図っている。	EMISの活用を検討する。(坂戸市内に災害拠点病院なし)
16-2	災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	安否確認メールサービスを導入し、職員への情報伝達手段の充実を図った。	実施について検討していく。	埼玉県災害情報支援システムを活用して、消防本部と情報共有を行っている。	EMISの活用を検討する。(坂戸市内に災害拠点病院なし)
17	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・県・市町	荒川上流河川事務所とのホットラインを構築	河川管理者とホットラインは構築済みである。	出水期前の情報伝達訓練を活用し、情報収集について習熟する。	引き続き河川管理者とのホットラインの活用を図っていく。
18	洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整				

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市
■避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成								
19	・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D.F	H28年度から順次実施	関東地整				
20	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破壊後を含めた、避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成	C.E.G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	H30年3月富士見市洪水対応タイムライン作成。	国の最新情報等を踏まえ、作成について検討していく	荒川については、平成29年度に作成済利根川については、調査検討中。	平成30年3月にタイムライン作成済み。(越辺川・高麗川)
21	・タイムラインに基づく市長等も参加した実践的な訓練	K.P.Q	H28年度から定期的に実施	協議会全体	タイムラインに基づく訓練を検討する。	タイムライン作成後に訓練の実施を検討する。	ロールプレイング等の実践的な訓練について、関係機関との調整も含め検討していく。	作成したタイムラインに基づいた訓練の実施を検討する。
22	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C.E.F.G	R1年度から順次実施	協議会全体	訓練を実施する場合、検証項目とする。	訓練の実施及び避難情報等の発令基準について今後検討していく	洪水ハザードマップの改定を受けて、避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直しを行う。	令和元年東日本台風の経験を踏まえ、今後検討する。
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援								
23-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・県				
23-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
24-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施	A.D	H30年度から順次実施	関東地整				
24-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A.D	H30年度から順次実施	県・市町	R2年度作成予定のハザードマップへの反映を検討	対象なし	今後、検討していく。	浸水被害地区住民と浸水に係る原因や対策についての意見交換会を実施。
25-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	R2年度	市町	R2年度に新しいハザードマップを作成予定(全戸配布予定)	H30年度に想定最大規模の水害を対象とした水害ハザードマップを策定した。職員研修の一環として、ハザードマップを用いた図上訓練を実施している。	令和2年度作成済み。5月に全戸配布。	想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを作成済み。令和2年5月に埼玉県が公表した水害リスク情報図等を掲載した新たなハザードマップを令和3年3月に作成。今後訓練等への活用及び優良事例の提供について検討する。
25-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)	H	R2年度	関東地整				
26-1	・広域避難計画の策定	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	近隣市町村等と災害時応援協定を締結している。	引き続き広域避難計画の検証をし、必要に応じて国・県・近隣自治体と連携を図る。災害時相互応援協定は近隣市町、県内市町村、複数の都県自治体と締結している。	隣接市町と避難所相互利用に関する協定を締結している。	市町間の協定も締結済み。広域避難計画については今後検討する。
26-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	近隣市町村等と災害時応援協定を締結している。	引き続き広域避難計画の検証をし、必要に応じて国・県・近隣自治体と連携を図る。災害時相互応援協定は近隣市町、県内市町村、複数の都県自治体と締結している。	隣接市町と避難所相互利用に関する協定を締結している。	市町間の協定も締結済み。広域避難計画については今後検討する。
27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	R元年度に避難所誘導看板設置	東京電力グループ会社と、電柱への看板設置に関する協定を締結。協定に基づき、電柱への看板設置を進める。	・避難所看板、避難所案内標識をピクトグラムを活用したわかりやすいものに変更することを検討している。	地域貢献型電柱広告に関する協定を締結済。また、令和2年度に防災行政無線の更新工事にあわせて、洪水浸水想定区域内の屋外拡声子局に想定浸水深がわかる標識を設置済。
28-1	・要配慮者利用施設の避難計画の作成	O	R3年度	市町	浸水想定区域の要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練実施の促進予定	福祉部局と連携し、各施設における避難計画策定を推進、支援していく。要配慮者利用施設の避難確保計画の啓発と作成支援に関するホームページを立ち上げ、施設管理者等に計画作成の義務の周知、計画に基づく避難訓練の実施を促した。令和3年3月1日現在対象施設215に対して計画作成済が187で進捗率は87%。	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について支援していく。	国の支援の下、避難確保計画の作成を支援するための各種資料を作成し、ホームページに掲載した。また、対象となる施設へ通知を送付し、計画の作成や訓練の実施について啓発を行った。

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市
28-2	・要配慮者利用施設の避難訓練の支援	O	R3年度	市町	浸水想定区域の要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練実施の促進予定	福祉部局と連携し、各施設における避難計画策定を推進、支援していく。 要配慮者利用施設の避難確保計画の啓発と作成支援に関するホームページを立ち上げ、施設管理者等に計画作成の義務の周知、計画に基づく避難訓練の実施を促した。 令和3年3月1日現在対象施設215に対して計画作成済が187で進捗率は87%。	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について支援していく。	国の支援の下、避難確保計画の作成を支援するための各種資料を作成し、ホームページに掲載した。また、対象となる施設へ通知を送付し、計画の作成や訓練の実施について啓発を行った。
29-1	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用	I	H28年度から順次実施	市町	避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用を検討	指定避難所以外に公民館などが避難所として活用されたと考える。その場合、近隣の指定避難所から支援を受けることとなる。民間商業施設の駐車場等を一時避難場所として利用することに関して協定締結済み。	新型コロナウイルス感染症対策のため、市内小中学校において、体育館以外の教室等のスペースも活用できるよう協力を得た。	新たに市内公共施設を避難場所として追加したほか、新型コロナウイルス感染症対策のため、既存の避難場所においても、体育館のほか教室や会議室なども使用できるよう協力を得た。
29-2	・避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	H28年度から順次実施	市町	避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用を検討	指定避難所以外に公民館などが避難所として活用されたと考える。その場合、近隣の指定避難所から支援を受けることとなる。民間商業施設の駐車場等を一時避難場所として利用することに関して協定締結済み。	新型コロナウイルス感染症対策のため、市内の民間事業所及び自治会長に対して、事業所や自治会館などを一時避難所として活用できるよう協力を得た。	避難場所の不足及び新型コロナウイルス感染症対策の観点からも民間施設の活用を検討する。
30	・応急的な退避場所の確保	I	R1年度から順次実施	関東地整・市町	指定緊急避難場所を指定済	民間施設と協定を締結している。引き続き、退避場所の確保に向けて民間事業者と協議を行う。	事業所敷地を一時避難所・避難場所として利用するための協定を複数締結している。	令和元年東日本台風の経験を踏まえ、今後検討する。
31	・避難訓練への地域住民の参加促進	H	R1年度から順次実施	市町	毎年、市や自主防災組織等が主催で訓練を実施	市の総合防災訓練において、町会単位で市民が避難訓練に参加している	市総合防災訓練等への参加を継続して呼びかける。	避難訓練の実施促進や、地域住民の参加促進について、今後検討していく。
32-1	・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	O	R1年度から順次実施	関東地整・市町	R元年度、要配慮者施設等と協定を締結し、協力関係を構築	要配慮者利用施設に避難確保計画策定に係る通知を個別発送し、市のホームページでひな型を公開している。施設と地域との連携については今後検討していく。	要配慮者利用施設等と福祉避難所として活用できるように協定締結を目指す。	出前講座において、水害時の避難行動について継続的に説明を実施していく。また、事例の共有についても今後検討する。
32-2	・要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	O	R1年度から順次実施	関東地整・市町	R元年度、要配慮者施設等と協定を締結し、協力関係を構築	要配慮者利用施設に避難確保計画策定に係る通知を個別発送し、市のホームページでひな型を公開している。施設と地域との連携については今後検討していく。	要配慮者利用施設等と福祉避難所として活用できるように協定締結を目指す。	出前講座において、水害時の避難行動について継続的に説明を実施していく。また、事例の共有についても今後検討する。
33-1	・地区防災計画の作成	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整				
33-2	・地域の防災リーダー育成に関する支援	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整				
34	・地域防災力の向上のための人材育成	O,P,Q	R1年度から順次実施	関東地整				
■防災教育や防災知識の普及・啓蒙								
35	・水防に関する説明会の開催	B,K	H28年度から順次実施	協議会全体	出前講座等を開催し、随時説明会等を実施	住民からの依頼に応じ防災講座やハザードマップの説明会を行っている。今後も実施していく。	自治会や自主防災組織を対象に説明会を開催している。今後も継続して実施していく。	平成30年11月に「さかど水防セミナー」を開催。
36	・教員を対象とした講習会の実施	K	H28年度から順次実施	関東地整・機構・市町	出前講座等を開催し、随時説明会等を実施	教職員を対象とした出前講座を実施した	平成30年度に市内小中学校において、ハザードマップを活用した災害図上訓練DIGを実施した。この訓練の実施に向けて、指導に当たる教員に向けた講習会を実施した。	令和元年度に三芳野小学校で教職員を対象とした避難所運営の図上訓練(HUG)を実施。今後も継続的な実施を検討する。
37-1	・小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	学校等からの要望により、実施	市立小中学校の生徒に対し、水害に対する備え等の講座を行った。中学校において生徒が主体となって行う避難所開設訓練を実施した。	防災士による出前講座を実施。	市職員による小学生を対象とした出前講座を実施。
37-2	・中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	学校等からの要望により、実施	市立小中学校の生徒に対し、水害に対する備え等の講座を行った。中学校において生徒が主体となって行う避難所開設訓練を実施した。	防災士による出前講座を実施。	市職員による小学生を対象とした出前講座を実施。
38	・出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・市町	出前講座等を開催し、随時説明会等を実施			
39	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	K	R1年度から順次実施	関東地整・機構・市町				
2.洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組								
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化								
40	・水防団や地域住民が参加する洪水に對しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検	R	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	国・県が実施している重要水防箇所等の共同点検に市職員が参加。	国・県が実施している重要水防箇所等の共同点検に市職員が参加した。地域住民の参加について検討していく。	河川事務所が実施する重要水防箇所の共同巡視に消防と合同で参加。	河川事務所が実施する重要水防箇所の共同巡視に消防組合、地域住民が参加。
41-1	・水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	実働水防訓練の実施を検討	江戸川水防事務組合の水防訓練が、4年に1度は三郷市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	市総合防災訓練において市内事業者の協力を得て市民参加の土のう作成訓練を実施している。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により未実施、令和3年度に延期。	毎年6月に越辺川・高麗川水害予防組合(坂戸市、毛呂山町、越生町)主催で水防訓練を実施。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により未実施、令和3年度に延期。
41-2	・水防団強化を目的とした、水防団での連携・協力に関する検討	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	実働水防訓練の実施を検討	江戸川水防事務組合の水防訓練が、4年に1度は三郷市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	市総合防災訓練において市内事業者の協力を得て市民参加の土のう作成訓練を実施している。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により未実施、令和3年度に延期。	毎年6月に越辺川・高麗川水害予防組合(坂戸市、毛呂山町、越生町)主催で水防訓練を実施。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により未実施、令和3年度に延期。
41-3	・水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	実働水防訓練の実施を検討	江戸川水防事務組合の水防訓練が、4年に1度は三郷市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	市総合防災訓練において市内事業者の協力を得て市民参加の土のう作成訓練を実施している。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により未実施、令和3年度に延期。	毎年6月に越辺川・高麗川水害予防組合(坂戸市、毛呂山町、越生町)主催で水防訓練を実施。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により未実施、令和3年度に延期。
42	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	S	引き続き実施	市町	消防組合と連携・協力し、水防協力団体(消防団)の募集を実施	消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	出前講座等において自主防災組織等に対して水防活動に対する理解と協力を求める。	引き続き、広報やホームページ等で広く募集していく。
43	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	U	H28年度から順次実施	市町	災害対策協会と協定を締結している。引き続き地域の建設業者による水防支援体制の拡充を検討	市の建設業協会と災害時の協定を結んでいる。水害に関しては土のうづくり、水防活動の支援を受けている。	災害時の優先協力に関する協定を締結した建設業者団体が、市防訓練の中で、水防訓練を実施	市の建設業協同組合等と協定を締結している。今後、水防支援体制について検討する。
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立								
44-1	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
44-2	・「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
45	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	AA	R1年度から順次実施	関東地整				
3.一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動								
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施								
46	・既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成	Z	H28年度から順次実施	関東地整・機構・市町	排水計画の策定を検討	市内の河川(大場川)排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。	検討していきたい。	平成30年10月に排水ポンプ車2台を配備した。
47	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	H28年度から順次実施	協議会全体	訓練実施を検討	排水基本計画の策定後、必要に応じて排水訓練の実施について検討する。【H29～H32で検討】	検討していきたい。	排水ポンプ車操作訓練を令和2年9月に実施。今後も継続的に実施をする。

具体的な取組の柱				幸手市	鶴ヶ島市	吉川市	ふじみ野市	
事項	課題	目標時期	取組機関					
1) ハード対策の主な取組								
■洪水を河川内で安全に流す対策								
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整				
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整				
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整				
■危機管理型ハード対策								
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整				
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備								
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理型)水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県				
6	・情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町	防災行政無線のデジタル化整備済み。防災行政無線の放送内容を登録制メール配信サービスやテレフォンサービスで提供している。プッシュ型メール配信実施。	平成30年度から3ヶ年で防災行政無線のデジタル化整備工事を完了。難聴地域の改善を実施した。また、防災行政無線のデジタル化に伴い、防災無線の内容を放送と同時に一斉メール配信やホームページに掲載するなど、情報伝達手段の多重化を図った。	H28年度にデジタル防災行政無線を整備し、併せて電話応答サービスを導入。 ・情報配信手段については、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、埼玉テレビデータ放送等を整備済み。	防災行政無線(電話応答サービス含む)、テレビデータ放送、緊急通報メール、登録制メール、広報車、HPやSNS等を通じた情報発信体制を整備している。
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	水防事務組合において水防資機材を整備している。	該当なし	必要資材は防災備蓄倉庫等に備蓄。 ・適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	・可搬式排水ポンプ所有。 ・市内に土のうを常時配備。 ・排水ポンプ車の所有。 ・市独自の雨量計の設置。 ・市内に排水ポンプ施設を整備。 ・内水監視カメラを設置。
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	水防事務組合において水防資機材を整備している。	該当なし	必要資材は防災備蓄倉庫等に備蓄。 ・適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	・可搬式排水ポンプ所有。 ・市内に土のうを常時配備。 ・排水ポンプ車の所有。 ・市独自の雨量計の設置。 ・市内に排水ポンプ施設を整備。 ・内水監視カメラを設置。
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実施する対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県				
9-1	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・県・市町	災害対策本部及び自家発電装置は市役所2階に設置されているので浸水のおそれはない。	各施設浸水想定区域外	新庁舎への移転に併せて、自家発電装置の耐水化を実施。【平成30年】 ・可搬型の発電機の調達について民間事業者と協定締結。	災害対策本部機能を担う本庁舎及び代替施設の大井総合支所ともに、浸水想定区域外。
9-2	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・県・市町	災害対策本部及び自家発電装置は市役所2階に設置されているので浸水のおそれはない。	各施設浸水想定区域外	新庁舎への移転に併せて、自家発電装置の耐水化を実施。【平成30年】 ・可搬型の発電機の調達について民間事業者と協定締結。	災害対策本部機能を担う本庁舎及び代替施設の大井総合支所ともに、浸水想定区域外。
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整				
11-1	・広域避難計画に必要となる避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	広域避難場所等について、検討を進める。	他自治体からの避難者受入れの詳細について協議し検討を進める。	広域避難に向けた協定の締結にむけ、検討・協議を行っていく。 避難場所や避難路については、その後、検討する。	-
11-2	・広域避難計画に必要となる避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	広域避難場所等について、検討を進める。	他自治体からの避難者受入れの詳細について協議し検討を進める。	広域避難に向けた協定の締結にむけ、検討・協議を行っていく。 避難場所や避難路については、その後、検討する。	-
2) ソフト対策の主な取組								
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組								
■的確な避難行動を取るための情報提供								
12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H28年度から順次実施	関東地整・県				
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県				
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁				
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	埼玉県災害オペレーション支援システム(Lアラート)により各メディアに情報が伝達される。	埼玉県災害オペレーション支援システム(Lアラート)により、情報機関へ情報伝達できる体制を整備している。今後も連携を強化していく。	埼玉県災害オペレーション支援システム(Lアラート)により、情報機関へ情報伝達できる体制を整備している。今後も連携を強化していく。	テレビ埼玉と契約したJCOM(ケーブルテレビ)と覚書を交わし、既に締結済みの協定の肉付けを行った。
16-1	・市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	関係機関と情報伝達体制の構築を検討する。	移動系防災行政無線及び埼玉県地上系防災行政無線により、情報伝達体制を確保した。	今後検討、調整する。	庁舎については、携帯電話の配備やIP電話網の整備をしている。
16-2	・災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	関係機関と情報伝達体制の構築を検討する。	移動系防災行政無線及び埼玉県地上系防災行政無線により、情報伝達体制を確保した。	今後検討、調整する。	庁舎については、携帯電話の配備やIP電話網の整備をしている。
17	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・県・市町	河川管理者とのホットラインを構築する。	担当者間で事前にホットラインを確認し、情報伝達体制に努めた。	河川事務所とのホットラインを構築済み	関係機関との情報伝達ルートの確認を行う。
18	・洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整				

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	幸手市	鶴ヶ島市	吉川市	ふじみ野市
■避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成								
19	・避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成 ・避難ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D.F	H28年度から順次実施	関東地整				
20	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成	C.E.G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	国の最新情報等を踏まえ、作成について検討する。	隣接する坂戸市からの外水による水害であることから、坂戸市のタイムラインと整合を取り作成した。	国の最新情報等を踏まえ、タイムラインの作成を検討する。	作成済み。適宜更新を行う。
21	・タイムラインに基づく市長等も参加した実践的な訓練	K.P.Q	H28年度から定期的に実施	協議会全体	タイムラインに基づく訓練を検討する。	タイムラインを活用した図上訓練を実施した。	平成31年度の水害を想定した訓練の実施に向け関係団体と協議を実施。	実際の風水害対応において、タイムラインに基づいた行動を実践している。
22	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C.E.F.G	R1年度から順次実施	協議会全体	避難勧告発令を想定した防災訓練の実施を検討する。	例年、市防災訓練と併せ、避難情報発令の訓練を実施しているが、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により市防災訓練が中止となったため、来年度実施予定。	今後実施する水害を想定した総合防災訓練において、避難勧告等の発令区域、判断基準等を確認、見直しを行う。	実際の災害対応による実績を踏まえ、適宜見直しを実施している。
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援								
23-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・県				
23-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
24-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施	A.D	H30年度から順次実施	関東地整				
24-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A.D	H30年度から順次実施	県・市町	実施に向けて検討する。	想定最大規模降雨を基準として、水害ハザードマップと地震ハザードマップを統合した防災ハザードマップを作成済	今後検討・調整する。	—
25-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	R2年度	市町	想定最大規模の洪水を対象とした洪水ハザードマップの作成に向けて検討する。	想定最大規模降雨を基準として、水害ハザードマップと地震ハザードマップを統合した防災ハザードマップを作成済	想定最大規模の洪水を対象とした洪水ハザードマップを令和3年度に作成する。	荒川の新想定については平成28年度末に策定済み。県河川についても改訂作業中、R3災害対策基本法改正後、早期に公開予定。
25-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供（専門家による支援の実施）	H	R2年度	関東地整				
26-1	・広域避難計画の策定	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	現在、埼玉県下の市町村や、他県市町村と大規模災害に備えた相互応援協定を締結している。更に他市との協定を進める。	広域避難計画は受け入れが主となることから、他市と協議を開始した。市町村間の協定については、災害時における相互応援に関する協定を締結済	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。また、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。 ・下記の近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害に対する相互応援及び協力に関する協定（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・松伏町）	近隣自治体との相互協定を締結済。
26-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H.J.Q	R2年度	関東地整・市町	現在、埼玉県下の市町村や、他県市町村と大規模災害に備えた相互応援協定を締結している。更に他市との協定を進める。	広域避難計画は受け入れが主となることから、他市と協議を開始した。市町村間の協定については、災害時における相互応援に関する協定を締結済	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。また、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。 ・下記の近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害に対する相互応援及び協力に関する協定（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・松伏町）	近隣自治体との相互協定を締結済。
27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や活用事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	カスリーン台風時の浸水深が分かる場所については、電柱に表示看板が設置されている。更に追加で設置できるか検討する。	企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結し、市内の避難場所、避難経路を示している。【継続中】	・市内小中学校、県立高校、一部公共施設に指定避難場所の看板設置 ・指定避難場所誘導看板を20箇所設置 ・企業と避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結	実施も含め、検討中。
28-1	・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	O	R3年度	市町	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について支援していく。	浸水想定区域内に要配慮者利用施設なし	要配慮者施設関係課と連携し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討する。	要配慮者施設と連携した避難訓練を実施した。計画については、施設、関係課と連携し、現在取り組み実施中。

具体的取組の柱		課題	目標時期	取組機関	幸手市	鶴ヶ島市	吉川市	ふじみ野市
28-2	・要配慮者利用施設の避難訓練の支援	O	R3年度	市町	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について支援していく。	浸水想定区域内に要配慮者利用施設なし	要配慮者施設関係課と連携し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討する。	要配慮者施設と連携した避難訓練を実施した。 計画については、施設、関係課と連携し、現在取り組み実施中。
29-1	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用	I	H28年度から順次実施	市町	民間施設を緊急一時避難場所として利用できるように進めていく。	広域避難計画の中で検討していく。【平成30年度～】	・民間商業施設と一時避難場所提供に関する協定を締結済み。今後も協定締結施設を拡大する。 ・近隣の指定避難所から支援を受けることとなる。	小中学校における教室の確保及び民間との協定による一時的な避難場所拡大を行った。
29-2	・避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	H28年度から順次実施	市町	民間施設を緊急一時避難場所として利用できるように進めていく。	広域避難計画の中で検討していく。【平成30年度～】	・民間商業施設と一時避難場所提供に関する協定を締結済み。今後も協定締結施設を拡大する。 ・近隣の指定避難所から支援を受けることとなる。	小中学校における教室の確保及び民間との協定による一時的な避難場所拡大を行った。
30	・応急的な避難場所の確保	I	R1年度から順次実施	関東地整・市町	国道4号幸手市外国府間地区の盛土区間に、洪水時における緊急避難場所を確保するため、避難階段等の整備場所について大宮国道事務所と協議し、設置することとなった。	広域避難計画の中で検討していく。【平成30年度～】	・洪水等が発生した場合に施設の一部を一時避難場所として提供する協定を締結（商業施設） 今後も、協定を締結予定。	早めの避難行動開始の呼びかけや、指定避難所にこだわらない避難場所の事前検討の周知啓発等を実施した。 民間との協定による一時的な避難場所の拡大を行った。
31	・避難訓練への地域住民の参加促進	H	R1年度から順次実施	市町	自治会や自主防災組織等へ参加を依頼する。	例年、市防災訓練と併せ、住民への啓発を促進しているが、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により市防災訓練が中止となったため、来年度実施予定。	・市総合防災訓練（減災プロジェクト）において、小学校区自治会、自主防災会における住民避難訓練を実施。	市総合防災訓練において、全避難所の開設及び避難の訓練を実施している。 要配慮者施設と連携した避難訓練を実施した。
32-1	・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	O	R1年度から順次実施	関東地整・市町	避難行動要支援者個別計画の作成を推進する。また、要配慮者利用施設や福祉避難所指定施設との情報共有を進める。	特になし。	・今後、福祉部局と連携の上、実施を検討。	要配慮者施設と連携した避難訓練を実施した。 広報誌、HP等での周知を実施した。
32-2	・要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	O	R1年度から順次実施	関東地整・市町	避難行動要支援者個別計画の作成を推進する。また、要配慮者利用施設や福祉避難所指定施設との情報共有を進める。	特になし。	・今後、福祉部局と連携の上、実施を検討。	要配慮者施設と連携した避難訓練を実施した。 広報誌、HP等での周知を実施した。
33-1	・地区防災計画の作成	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整				
33-2	・地域の防災リーダー育成に関する支援	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整				
34	・地域防災力の向上のための人材育成	O,P,Q	R1年度から順次実施	関東地整				
■防災教育や防災知識の普及・啓発								
35	・防災に関する説明会の開催	B,K	H28年度から順次実施	協議会全体	区長会でハザードマップを利用して水防災について説明。消防団研修でハザードマップを利用して水防災について説明。防災講話で水災害について説明。	浸水想定区域内の該当世帯への説明会を実施済【平成28.10.16】	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に出前講座を実施している。 ・広報誌、ホームページ、ブログなど防災知識啓発活動を定期的に配信している。	浸水想定区域となる地域で防災講話、DIG訓練等を通じた説明を実施した。
36	・教員を対象とした講習会の実施	K	H28年度から順次実施	関東地整・機構・市町	市の防災訓練の前に防災について教員と意見交換をし、防災訓練の中で教員を含めた避難所開設訓練を実施。	教育委員会と協議し、実施を検討する。【平成30年度～】	・教職員を対象とした災害図上訓練を実施した。	HUG訓練を実施予定。
37-1	・小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	授業の中で、幸手市で起こった過去の水災害など、水防災教育を行った。	教育委員会と協議し、実施を検討する。【平成30年度～】	市立小学校の5年生に水防災(災害図上訓練)を実施した。	総合防災訓練への市内中学生の参加【R1年度より】
37-2	・中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	授業の中で、幸手市で起こった過去の水災害など、水防災教育を行った。	教育委員会と協議し、実施を検討する。【平成30年度～】	市立小学校の5年生に水防災(災害図上訓練)を実施した。	総合防災訓練への市内中学生の参加【R1年度より】
38	・出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・市町				
39	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	K	R1年度から順次実施	関東地整・機構・市町				
■洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組								
40	・より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化 ・水防団や地域住民が参加する洪水に對しリスクが高い区間や重要水防箇所等の共同点検	R	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町			国が実施している重要水防箇所等の共同点検に市職員が参加した。	国や県が実施している重要水防箇所等の共同点検に市職員、消防、消防団が参加。
41-1	・水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町			他市で行われる水防訓練の見学。	消防、消防団と連携した訓練を実施。 消防団員の募集及び機能別消防団の創設。
41-2	・水防団強化を目的とした、水防団間での連携・協力に関する検討	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町			他市で行われる水防訓練の見学。	消防、消防団と連携した訓練を実施。 消防団員の募集及び機能別消防団の創設。
41-3	・水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町			他市で行われる水防訓練の見学。	消防、消防団と連携した訓練を実施。 消防団員の募集及び機能別消防団の創設。
42	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	S	引き続き実施	市町			・各分団において勧誘活動の実施 ・市民まつりなどにおいて勧誘活動の実施 ・広報誌で団員募集 ・ホームページで団員募集	消防組合と連携・協力し、水防団を兼ねる消防団員の募集活動を実施。
43	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	U	H28年度から順次実施	市町			地域の建設業協会と協定を締結済み。市主催の訓練への参加や出水期においてポンプ設置や土のうの運搬など支援体制を構築している。	市内民間事業者との土のう作成・運搬等の契約及び協定締結を行った。
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立								
44-1	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
44-2	・「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
45	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	AA	R1年度から順次実施	関東地整				
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動								
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施								
46	・既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成	Z	H28年度から順次実施	関東地整・機構・市町	排水ポンプの設置場所や運転方法は決定済み。	該当施設なし	実施を検討する。	マニュアルを策定済み。
47	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	H28年度から順次実施	協議会全体	出水期前に排水ポンプの確認を行なっている。	該当なし	計画策定後、実施を検討する。	平時における慣熟訓練等を実施している。

具体的な取組の柱				白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町
1) ハード対策の主な取組							
■洪水を河川内で安全に流す対策							
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整			
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整			
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整			
■危機管理型ハード対策							
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整			
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備							
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理型)水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県			
6	・情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町	防災行政無線のデジタル化再整備により、メール配信やSNS等の地の情報伝達手段との連携を強化した他、テレホンサービスを導入している。 市役所が被災し、庁舎内の操作卓が使用できない事態に備え、非常用親局設備を導入している。	H28年度から防災行政無線のデジタル運用開始し、登録制緊急情報メール等に即時配信が可能となった。 H28年度から導入したIP無線機により情報収集力が飛躍的に向上した。(R2年度に目標台数の60台配備) また、R2年度にヤフー株式会社との協定により、Yahoo!防災速報アプリで町独自の情報を発信できるようになった。	避難に関する発令が出た場合、防災行政無線、ホームページ、ツイッター、コミュニティメール、アラート、および区長に連絡するなど、様々な方法で広報を行っている。 また、令和2年度からケーブルテレビ局との連携により、河川監視カメラを設置し、ケーブルテレビによる配信を実施。
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	土のう、ブルーシート等を備蓄している。土のうは、一定数を確保するように管理している。出水期前に職員による土のう作成作業を実施した。 令和2年度中に元荒川方面の市が所管する公園に土のうステーションを設けた。	地域の特性を考慮し、新技術を活用した水防資機材等について情報収集中。	新技術を活用した水防資機材等の配備については検討を継続する。
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	土のう、ブルーシート等を備蓄している。土のうは、一定数を確保するように管理している。出水期前に職員による土のう作成作業を実施した。 水防活動に従事する所管課と適宜、在庫管理行っている。	地域の特性を考慮し、新技術を活用した水防資機材等について情報収集中。	新技術を活用した水防資機材等の配備については検討を継続する。
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県			
9-1	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・市町	平成30年度に市役所庁舎隣に生涯学習施設が完成。施設の屋上に72時間使用可能な非常用発電設備を設置。令和2年度に改訂の地域防災計画には市役所庁舎における災害対策本部機能が失われる場合は、生涯学習施設へ本部機能を移設することを明記した。	防災行政無線デジタル化工事に併せ、親局設備に自動発電装置を設置。浸水想定区域外ではあるが、万が一を考慮し基礎を高く設けた。	自家発電装置は庁舎内に設置しており、庁舎は浸水想定区域外 浸水想定区域になし
9-2	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・市町	今後、検討していく。	防災行政無線デジタル化工事に併せ、親局設備に自動発電装置を設置。浸水想定区域外ではあるが、万が一を考慮し基礎を高く設けた。	自家発電装置は庁舎内に設置しており、庁舎は浸水想定区域外 浸水想定区域になし
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整			
11-1	・広域避難計画に必要な避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	今後、検討していく。	近隣市との相互協定に基づき、避難場所・避難路の整備を検討。	必要に応じて、検討を行う。 近隣自治体と広域避難について検討中。
11-2	・広域避難計画に必要な避難路の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	今後、検討していく。	近隣市との相互協定に基づき、避難場所・避難路の整備を検討。	必要に応じて、検討を行う。 近隣自治体と広域避難について検討中。
2) ソフト対策の主な取組							
① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組							
■的確な避難行動を取るための情報提供							
12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H29年度から順次実施	関東地整・県			
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県			
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁			
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・市町	令和2年度は進捗なし。 過年度にJCOMとケーブルテレビを活用した情報発信に関する協定を締結。	聴聴区域対策の一環として、J-COMさいたまが提供する防災情報サービスと町防災行政無線情報を連携させることで、広く緊急情報を提供できる体制を整えた。	テレビ埼玉のデータ放送サービスを実施。また、地元ケーブルテレビ局と災害時応援協定を締結。
16-1	・市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	地域防災計画に則り、関係機関への連絡体制策定済み。	地域防災計画に則り、関係機関への連絡体制策定済み。	メール、FAX、電話など様々な情報伝達手段を活用し、関係機関との連絡体制を構築している。 ・EMISの活用を検討する。
16-2	・災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	今後、検討していく。	地域防災計画に則り、関係機関への連絡体制策定済み。	メール、FAX、電話など様々な情報伝達手段を活用し、関係機関との連絡体制を構築している。 ・EMISの活用を検討する。
17	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・県・市町	河川事務所とのホットラインを構築済。	河川事務所とのホットラインを構築済。	荒川上流河川事務所とのホットラインを構築した。 ・引き続き河川管理者とのホットラインの活用を図っていく。
18	・洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整			

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成								
19	・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D.F	H28年度から順次実施	関東地整				
20	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破壊後を含めた、避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C.E.G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	洪水予報に基づくタイムラインは作成済み。想定最大降雨における洪水を対象に、氾濫水の到達時間帯を考慮した越水・破壊後を含めたタイムラインを作成する。	H29年度に作成済み。	今後作成を予定	タイムラインを策定【平成28年度】
21	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	K.P.Q	H28年度から定期的実施	協議会全体	水害時を想定した災害対策本部設置訓練を行う。各課へ状況を付与し、時系列に沿った対応を検討させ、今後のタイムラインの充実を図る。	ロールプレイング等の実践的な訓練の実施を検討中。	タイムライン作成後に実施を検討	タイムラインに基づいた避難行動訓練等の実施を検討する
22	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C.E.F.G	R1年度から順次実施	協議会全体	避難所開設・運営マニュアル、職員初動マニュアルの見直しと併せて実施している。現在、作成中。	警戒体制のレベルに伴った水害時の避難行動を確認する。	必要に応じて、検討を行う。	実施を検討する
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援								
23-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・県				
23-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
24-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施	A.D	H30年度から順次実施	関東地整				
24-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A.D	H30年度から順次実施	県・市町	今後検討・調整する。	町内において、該当箇所なし。	予定なし	現在指定に向けた動きは無いが、必要に応じて水防管理者との課題共有を進めるよう検討していく。
25-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	R2年度	市町	想定最大規模降雨による浸水想定区域を基に改訂済。	想定最大規模降雨における洪水を対象にしたハザードマップの策定を検討中。(H30年度以降) それまでの間は、町ホームページ上にて周知を図る。	令和2年度に洪水ハザードマップを更新予定。	令和2年度作成、令和3年度以降周知のうえ、訓練活用を検討していく。
25-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)	H	R2年度	関東地整				
26-1	・広域避難計画の策定	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	県内全市町村や近隣市町との相互応援協定に加え、千葉県君津市とも協定を締結している。	広域避難計画は未策定であるが、隣接市との避難所相互利用に関する協定は締結済み。	避難元自治体の協議依頼に応じ随時検討。	近隣市町村と情報共有をしながら今後検討していく【令和2年度以降】
26-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	県内全市町村や近隣市町との相互応援協定に加え、千葉県君津市とも協定を締結している。	広域避難計画は未策定であるが、隣接市との避難所相互利用に関する協定は締結済み。	避難元自治体の協議依頼に応じ随時検討。	近隣市町村と情報共有をしながら今後検討していく【令和2年度以降】
27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	東京電力との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。	電柱等への表示看板の設置を検討中。水没危険箇所には、浸水深が分かる標識等を設置済み。	実施を検討する。	企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結し、町内の避難場所、避難経路を示す
28-1	・要配慮者利用施設の避難計画の作成	O	R3年度	市町	要配慮者利用施設における避難計画の策定及び避難訓練の実施について支援。各所管課を通じ、避難確保計画の作成を通知している。	平成28年度から福祉避難所(1施設)において、避難訓練を実施中。他の施設においても実施してもらうよう促していく。	浸水想定区域に要配慮施設なし。	要配慮者利用施設から避難確保計画を受理。今後、訓練実施について支援を検討していく。

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町
28-2	・要配慮者利用施設の避難訓練の支援		R3年度	市町	要配慮者利用施設における避難計画の策定及び避難訓練の実施について支援。計画や訓練等に不明な点等の解消に努めている。	平成28年度から福祉避難所(1施設)において、避難訓練を実施中。他の施設においても実施してもらうよう促していく。	浸水想定区域に要配慮施設なし。	要配慮者利用施設から避難確保計画を受理。今後、訓練実施について支援を検討していく。
29-1	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用		H28年度から順次実施	市町	令和2年度中は民間企業と避難場所の利用について情報交換を実施したが、実現には至っていない。民間施設や県営住宅等の既存施設の指定緊急避難場所としての活用について検討する。	現状では適切な配置と考えているが、想定以上の大災害が発生した場合等を考慮し、既存施設(小中学校校舎等)の活用を検討する。	現状で、避難所は適切な配置と考えている。	水害リスクの高い地域における避難所の指定を検討中
29-2	・避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供		H28年度から順次実施	市町	今後、検討していく。	現状では適切な配置と考えているが、想定以上の大災害が発生した場合等を考慮し、既存施設(小中学校校舎等)の活用を検討する。	現状で、避難所は適切な配置と考えている。	水害リスクの高い地域における避難所の指定を検討中
30	・応急的な退避場所の確保		R1年度から順次実施	関東地整・市町	今後、検討していく。	災害時の避難場所相互利用に関して、近隣市と協定を結び住民の退避場所の確保をさらに充実させる。	未指定の公共施設を一時避難場所とした。	今後実施予定【令和3年度】
31	・避難訓練への地域住民の参加促進		R1年度から順次実施	市町	今後、検討していく。	町広報誌やホームページ等、町民以外にも開催情報が目に触れるよう広く周知し、参加促進を図っている。	町避難訓練において、全避難所の開設及び避難の訓練を実施している。	今後実施予定【令和3年度】
32-1	・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施		R1年度から順次実施	関東地整・市町	令和2年度中は、高齢者を含む要配慮者利用施設全般を対象に水防法に基づく避難確保計画の作成の呼びかけを行った。	高齢者への避難促進に向け体制を整える。要配慮者利用施設等において発災時の連携確保を図る。	浸水想定区域に住居及び要配慮施設なし。	今後実施予定【令和3年度】
32-2	・要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有		R1年度から順次実施	関東地整・市町	令和2年度中は、要配慮者利用施設を対象に水防法に基づく避難確保計画の作成の呼びかけを行った。引き続き周知する。	高齢者への避難促進に向け体制を整える。要配慮者利用施設等において発災時の連携確保を図る。	浸水想定区域に住居及び要配慮施設なし。	今後実施予定【令和3年度】
33-1	・地区防災計画の作成		R1年度から順次実施	関東地整				
33-2	・地域の防災リーダー育成に関する支援		R1年度から順次実施	関東地整				
34	・地域防災力の向上のための人材育成		R1年度から順次実施	関東地整				
■防災教育や防災知識の普及・啓蒙								
35	・水防災に関する説明会の開催		H28年度から順次実施	協議会全体	自主防災組織や市民団体からの要望により、職員を派遣し講座を行う、職員出前講座を開催している。内容としては、過去の被害履歴や洪水ハザードマップの見かた等。	各行政区からの依頼に基づき、防災に係る講演会等を実施している。	防災計画の周知の一環として実施を検討する。	実施を検討する
36	・教員を対象とした講習会の実施		H28年度から順次実施	関東地整・市町	令和2年度中は実施できていない。実施を検討していく。	各学校単位でパンフレット等を配付し、防災知識の向上を図っている。	今後、教育委員会と調整し、実施を検討する。	小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象とした水災害についての説明会(勉強会)実施について検討する
37-1	・小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有		H28年度から順次実施	関東地整・市町	平成27年度及び平成28年度は、埼玉県防災学習センターにて、風水害について学習している。	小学生を対象とした防災キャンプを毎年実施している。	今後、教育委員会と調整し、実施を検討する。	教育委員会と調整を行う
37-2	・中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有		H28年度から順次実施	関東地整・市町	平成27年度及び平成28年度は、埼玉県防災学習センターにて、風水害について学習している。	小学生を対象とした防災キャンプを毎年実施している。	今後、教育委員会と調整し、実施を検討する。	教育委員会と調整を行う
38	・出前講座等を活用した講習会の実施		引き続き実施	関東地整・市町				
39	・防災施設の機能に関する情報提供の充実		R1年度から順次実施	関東地整・市町				
2.洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組								
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化								
40	・水防団や地域住民が参加する洪水に對しリスクが高い区間や重要水防箇所等の共同点検		H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	-	今後検討する。	毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加するよう、水防団(消防団)及び地域住民に周知
41-1	・水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)		H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	消防団が水防に専任する。令和2年度中は実績は無いが、水害に対応した訓練を消防署と連携し、実施する。	-	今後検討する。	毎年6月に越辺川・高麗川水害予防組合(坂戸市・毛呂山町・越生町)主催で水防訓練を実施している
41-2	・水防団強化を目的とした、水防団での連携・協力に関する検討		H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	実施を検討していく。	-	今後検討する。	毎年6月に越辺川・高麗川水害予防組合(坂戸市・毛呂山町・越生町)主催で水防訓練を実施している
41-3	・水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善		H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	実施を検討していく。	-	今後検討する。	毎年6月に越辺川・高麗川水害予防組合(坂戸市・毛呂山町・越生町)主催で水防訓練を実施している
42	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討		引き続き実施	市町	消防団が水防を兼ねており、消防団員の募集を実施済。消防団募集については、随時行っており、広報誌への掲載やポスターの掲示を行っている。	-	本年度、成人式にて消防団(水防団)募集の広報をした。	広報誌やホームページ等での募集等の検討
43	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築		H28年度から順次実施	市町	水防活動に特化したものではないが、建設業団体と災害時応援協定を締結している。	-	災害対策協力会と協定を締結済	実施を検討する
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立								
44-1	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討		H28年度から順次実施	関東地整・市町				
44-2	・「ダムの柔軟な運用」の運用		H28年度から順次実施	関東地整・市町				
45	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立		R1年度から順次実施	関東地整				
3.一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動								
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施								
46	・既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成		H28年度から順次実施	関東地整・市町	令和2年度に計画を改訂し、計画通りに進捗するよう努める。	排水機場の操作マニュアルに基づき、各施設の操作運用を行っている。	排水計画の策定を検討する	実施を検討する
47	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施		H28年度から順次実施	協議会全体	計画に基づき、実施する。	職員がマニュアルに基づき操作方法について確認を実施する。	排水計画の策定後に防災訓練に併せて実施を検討	実施を検討する

具体的な取組の柱				越生町	川島町	吉見町	鳩山町
1) ハード対策の主な取組							
■洪水を河川内で安全に流す対策							
1	・優先的に実施する堤防整備。多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整			
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整			
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整			
■危機管理型ハード対策							
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整			
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備							
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理型)水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県			
6	・情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町	防災行政無線デジタル化の工事が令和2年度に完了予定。 防災情報メール配信システムの登録者を増やすため防災訓練等で町民に周知する。また、SNSやLINEで情報を発信し、町民の情報入手方法の多様化を図る。 令和3年度には戸別受信機による情報発信し、町からの情報を確実に届けるよう配備する。	防災行政無線情報メール配信及び電話対応装置の啓発を行うほか、SNS(Twitter/Facebook等)を活用した情報発信を実施。防災無線確認用の電話番号を周知するための、マグネットシートを作成し、配布を予定。	・防災行政無線デジタル化整備済。 ・防災行政無線放送「フォロー電話」及び「防災情報メール」サービス実施済。 ・防災情報メールサービス利用者の拡大の推進策としての広報・HPによる情報発信を継続的に実施。 ・ヤフー株式会社と協定を締結し、「Yahoo!防災速報」アプリによる情報発信を実施。
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	新技術を活用した水防資機材の活用を検討する。	新技術の活用については検討中	・水防団(消防団)員用水防資機材等の配備を段階的に実施。
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	新技術を活用した水防資機材の整備、関係者による共同点検については検討する。	新技術の活用については検討中	・水防団(消防団)員用水防資機材等の配備を段階的に実施。
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県			
9-1	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・市町	浸水想定区域になし。	現在の庁舎においては、対応済み。	庁舎に隣接する車庫棟屋上に蓄電池を備えた太陽光パネルを設置済み(H28)非常用電源設備の導入に向け準備を進める。 ・自家発電装置は整備済。 ※浸水想定区域内に対象施設なし
9-2	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・市町	浸水想定区域になし。	現在の庁舎においては、対応済み。	庁舎に隣接する車庫棟屋上に蓄電池を備えた太陽光パネルを設置済み(H28)非常用電源設備の導入に向け準備を進める。 ・自家発電装置は整備済。 ※浸水想定区域内に対象施設なし
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整			
11-1	・広域避難計画に必要な避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	検討を行う。	近隣市町村との協定などを再確認するほか、新たな避難場所についても継続し検討していく。	近隣市町村とは協定を締結済み。今後個別に具体的な避難場所等を検討していく。 ・広域避難検討会の検討結果等を踏まえて、随時検討。
11-2	・広域避難計画に必要な避難路の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	検討を行う。	近隣市町村との協定などを再確認するほか、新たな避難場所についても継続し検討していく。	近隣市町村とは協定を締結済み。今後個別に具体的な避難場所等を検討していく。 ・広域避難検討会の検討結果等を踏まえて、随時検討。
2) ソフト対策の主な取組							
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組							
■的確な避難行動を取るための情報提供							
12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H28年度から順次実施	関東地整・県			
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県			
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁			
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・市町	テレ玉データ放送にて、災害時の防災情報を提供する体制を整備。	テレ玉データ放送を実施。ケーブルテレビ局と「災害時における放送等に関する協定」を締結済み。	テレ玉データ放送にて、災害時の防災情報を提供する体制を整備。【平成27年度～】 ・埼玉県災害オペレーション支援システム(Lアラート)により各メディアに情報が伝達される。 ・地元メディアとの災害時に関する協定を締結済み。
16-1	・市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	浸水想定区域内に町庁舎は存在しない。(災害拠点病院はない)	非常時特設電話やIP無線の整備をし、防災庁舎については対策済み、またその他病院等については、情報連携を強化していく。	検討していく 浸水想定区域内に町庁舎は存在しない。(災害拠点病院はない)
16-2	・災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町	浸水想定区域内に町庁舎は存在しない。(災害拠点病院はない)	非常時特設電話やIP無線の整備をし、防災庁舎については対策済み、またその他病院等については、情報連携を強化していく。	検討していく 浸水想定区域内に町庁舎は存在しない。(災害拠点病院はない)
17	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・県・市町	洪水予報・水防警報の伝達系統等について定めている。	ホットラインの構築済	・構築済み
18	・洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整			

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	越生町	川島町	吉見町	鳩山町
■避難勧告の発令に留意したタイムラインの作成 19 避難勧告の発令に留意したタイムラインの作成 ・避難ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定					D.F	H28年度から順次実施	関東地整	
20 氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破壊後を含めた、避難勧告の発令に留意したタイムラインの作成					C.E.G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	タイムラインの作成について検討中。
21 ・タイムラインに基づく市長等も参加した実践的な訓練					K.P.Q	H28年度から定期的実施	協議会全体	広域避難検討会の検討結果を踏まえて策定予定。
22 ・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し					C.E.F.G	R1年度から順次実施	協議会全体	平成29年度作成済み。
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援								
23-1 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表					A.D	H28年度から順次実施	関東地整・県	・平成29年度に作成済。
23-2 ・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成					A.D	H28年度から順次実施	関東地整・機構	
24-1 ・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施					A.D	H30年度から順次実施	関東地整	
24-2 ・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定					A.D	H30年度から順次実施	県・市町	タイムラインに基づく訓練の実施を検討。
25-1 ・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用					H	R2年度	市町	令和元年度台風19号での対応結果を検証し、検討していく
25-2 ・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供（専門家による支援の実施）					H	R2年度	関東地整	・平成31年3月の避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、避難勧告等判断・伝達マニュアルを改定済み。
26-1 ・広域避難計画の策定					H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	浸水想定区域なし
26-2 ・広域避難計画の市町村間の協定締結					H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	町内において、該当箇所なし
27 ・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有					K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	検討していく
28-1 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成					O	R3年度	市町	・検討した結果、町内に該当箇所なし。

具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	越生町	川島町	吉見町	鳩山町	
■具体的な取組の柱	28-2	・要配慮者利用施設の避難訓練の支援	O	R3年度	市町	浸水想定区域なし	福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討する。 各施設に避難確保計画の策定支援実施及び策定依頼済み。	28年度に要配慮者利用施設を訪問し、避難計画の策定及び避難訓練の実施を要請。国からの作成マニュアル等を提示し、作成を促進していく。	・浸水想定区域内の対象施設の抽出を行った結果、 令和2年度末時点での対象施設なし。
	29-1	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用	I	H28年度から順次実施	市町	町内の民間施設と災害時における施設の利用について、協定を締結した。	水害発生時に民間施設を避難施設として使用する協定を締結した。	避難所として利用できる施設(民間含む)を検討中。丘陵地の企業や短大の駐車場等を一時避難場所としての利用させてもらえるよう協力をお願いしている。	・指定避難所等追加指定実施済。
	29-2	・避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	H28年度から順次実施	市町	町内の民間施設と災害時における施設の利用について、協定を締結した。	水害発生時に民間施設を避難施設として使用する協定を締結した。	避難所として利用できる施設(民間含む)を検討中。丘陵地の企業や短大の駐車場等を一時避難場所としての利用させてもらえるよう協力をお願いしている。	・指定避難所等追加指定実施済。
	30	・応急的な避難場所の確保	I	R1年度から順次実施	関東地整・市町	検討を行う。	町内の立体駐車場を所有する企業と緊急避難場所として施設利用の協定締結済み。	丘陵地の企業や短大の駐車場等を一時避難場所としての利用させてもらえるよう協力をお願いしている。	・避難場所の追加指定等を継続的に検討。
	31	・避難訓練への地域住民の参加促進	H	R1年度から順次実施	市町	検討を行う。	避難訓練実施するほか、訓練参加などにより参加促進を図っている。	参加・体験型の防災訓練に内容を変更し、参加を促進している	・避難訓練実施の際における対象地域住民への参加依頼を実施。
	32-1	・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	O	R1年度から順次実施	関東地整・市町	検討を行う。	防災訓練時に高齢者の避難行動を含めた避難訓練を実施しているほか、防災リーダー養成講座を通して実施している。	総合防災訓練時の地区別訓練で避難困難者の訓練を実施し、理解促進を図っている。	・老人クラブ等団体の要望により防災講演等を随時に実施。
	32-2	・要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	O	R1年度から順次実施	関東地整・市町	検討を行う。	防災訓練時に高齢者の避難行動を含めた避難訓練を実施しているほか、防災リーダー養成講座を通して実施している。	総合防災訓練時の地区別訓練で避難困難者の訓練を実施し、理解促進を図っている。	検討を行う。
	33-1	・地区防災計画の作成	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整				
	33-2	・地域の防災リーダー育成に関する支援	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整				
	34	・地域防災力の向上のための人材育成	O,P,Q	R1年度から順次実施	関東地整				
■防災教育や防災知識の普及・啓蒙									
■防災教育や防災知識の普及・啓蒙	35	・水防災に関する説明会の開催	B,K	H28年度から順次実施	協議会全体	開催に向けて検討を行う。	自主防災訓練時に講習会を実施。	防災訓練時にハザードマップに関する説明会を実施	・自主防災組織等団体要望により随時実施。
	36	・教員を対象とした講習会の実施	K	H28年度から順次実施	関東地整・機構・市町	教育委員会と検討していく。	教育委員会と連携し、実施を検討する。	学校担当課と調整し、実施を検討していく	教育委員会と調整し、実施を検討する。
	37-1	・小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	教育委員会と検討していく。	教育委員会と連携し、実施を検討する。	防災訓練のチラシを学校を通じて配布し、参加を促している。	・防災訓練への児童・生徒等の参加について、学校・学童保育に協力を依頼し、防災訓練への参加により継続的に実施。
	37-2	・中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	教育委員会と検討していく。	教育委員会と連携し、実施を検討する。	防災訓練のチラシを学校を通じて配布し、参加を促している。	・防災訓練への児童・生徒等の参加について、学校・学童保育に協力を依頼し、防災訓練への参加により継続的に実施。
	38	・出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・市町				
■洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組									
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	40	・水防団や地域住民が参加する洪水に対する共同点検	R	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	—	毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加。	毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加	・水防団員も含めた重要水防箇所等の共同点検を毎年度実施。
	41-1	・水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	毎年6月に越辺川・高麗川水害予防組合(坂戸市・毛呂山町・越生町)主催で水防訓練を実施している。	毎年、出水期前に水防訓練を実施している。	出水期前に水防訓練を実施【毎年】	毎年度継続的に実施
	41-2	・水防団強化を目的とした、水防団での連携・協力に関する検討	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	毎年6月に越辺川・高麗川水害予防組合(坂戸市・毛呂山町・越生町)主催で水防訓練を実施している。	毎年、出水期前に水防訓練を実施している。	出水期前に水防訓練を実施【毎年】	毎年度継続的に実施
	41-3	・水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	毎年6月に越辺川・高麗川水害予防組合(坂戸市・毛呂山町・越生町)主催で水防訓練を実施している。	毎年、出水期前に水防訓練を実施している。	出水期前に水防訓練を実施【毎年】	・防災訓練において、水災害を想定した訓練を継続的に実施。
	42	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	S	引き続き実施	市町	検討を行う。	広報誌やホームページ等での募集等の検討を行う。	定員割れが生じた際には、広報紙やホームページで募集をしていく【随時】	消防協力団体と調整を検討する
	43	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	U	H28年度から順次実施	市町	検討を行う。	地元建設業協会と地震災害・風水害等に関する協定を締結済み。	災害時における道路・橋梁等の応急復旧に関する協定締結済み	・県土整備事務所単位で構築済。
	■既設ダムの危機管理型運用方法の確立								
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立	44-1	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
	44-2	・「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
	45	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	AA	R1年度から順次実施	関東地整				
■一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動									
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施	46	・既存排水施設・排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成	Z	H28年度から順次実施	関東地整・機構・市町	策定について検討を行う。	排水計画の策定を検討する。	施設担当課と協議し、策定について検討する	・排水ポンプ車等を活用した排水候補地検討実施。
	47	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	H28年度から順次実施	協議会全体	検討を行う。	排水訓練の実施を検討する。	訓練の実施を検討する	計画策定を検討する

具体的な取組の柱				寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町
事項	課題	目標時期	取組機関				
1) ハード対策の主な取組							
■洪水を河川内で安全に流す対策							
1	優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整			
2	橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整			
3	多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	R2年度	関東地整			
■危機管理型ハード対策							
4	堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整			
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基礎等の整備							
5	雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備(緊急(危機管理型)水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	R2年度	関東地整・県		県へ水位計の設置要望した。	
6	情報伝達手段の改善	LM	H28年度から順次実施	市町	防災行政無線デジタル化実施済。登録制メール配信サービス実施済。	防災行政無線デジタル化整備済み。	H31年度から2カ年計画で防災行政無線をデジタル化整備工事を完了。
7-1	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	予定なし	令和2年度に排水ポンプを3台購入。今後も担当課において適宜水防資機材の更新を行う。	今後も適切に配備する。
7-2	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	予定なし	令和2年度に排水ポンプを3台購入。今後も担当課において適宜水防資機材の更新を行う。	今後も適切に配備する。
8	排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県			
9-1	浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	WX	R2年度	関東地整・県・市町	庁舎は浸水想定区域外。	防災行政無線デジタル化整備工事に伴い、非常用発電装置の整備と高架化を実施済み。	対応済み。
9-2	浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	WX	R2年度	関東地整・県・市町	庁舎は浸水想定区域外。	防災行政無線デジタル化整備工事に伴い、非常用発電装置の整備と高架化を実施済み。	対応済み。
10	河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整			
11-1	広域避難計画に必要となる避難場所の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	広域避難計画に必要となる避難場所を検討する、避難路の整備については関係部局と検討を行う	実施に向け検討	引き続き国等の情報収集を行う。 自治体への情報提供及び課題等の共有を図る。
11-2	広域避難計画に必要となる避難路の整備	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	広域避難計画に必要となる避難場所を検討する、避難路の整備については関係部局と検討を行う	実施に向け検討	引き続き国等の情報収集を行う。 自治体への情報提供及び課題等の共有を図る。
2) ソフト対策の主な取組							
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組							
■的確な避難行動を取るための情報提供							
12	緊急連絡メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H28年度から順次実施	関東地整・県			
13	水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県			
14	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	H28年度から順次実施	気象庁			
15	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	埼玉県災害オペレーション支援システムを活用。令和元年度に「機やフ」と「災害に係る情報発信等に関する協定」締結	防災行政無線デジタル化整備工事に伴い、テレビ埼玉のデータ放送と連携済み。	協定締結済み。
16-1	市町村庁舎への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町		職員参集メールの整備を継続中。	職員参集メールを継続中。
16-2	災害拠点病院への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町		職員参集メールの整備を継続中。	職員参集メールを継続中。
17	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	B	引き続き実施	関東地整・県・市町		ホットライン構築済み	河川事務所とのホットラインを構築済み。
18	洪水予報や河川水位の状況に関する解説	B, K	R1年度から順次実施	関東地整			

※令和2年度末取組実施状況

具体的な取組の柱	課題	目標時期	取組機関	寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町	
■避難勧告の発令に留意したタイムラインの作成								
19	・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D.F	H28年度から順次実施	関東地整				
20	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破壊後を含めた、避難勧告の発令に留意したタイムラインの作成	C.E.G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	タイムライン作成済み。	タイムライン作成済み。	国の最新情報を踏まえ、タイムラインの作成を検討する。	
21	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	K.P.Q	H28年度から定期的実施	協議会全体	検討していく。	避難所開設実働訓練において、水害タイムラインに基づいた町長による避難勧告等の発信を実施。	防災訓練時に杉戸県土所長と町長とのホットライン訓練について実施	
22	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C.E.F.G	R1年度から順次実施	協議会全体	避難訓練実施後見直しを行う。	実施に向け検討	避難勧告等発令の判断基準等の見直しを検討する。	
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援								
23-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・県				
23-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A.D	H28年度から順次実施	関東地整・機構				
24-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施	A.D	H30年度から順次実施	関東地整				
24-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A.D	H30年度から順次実施	県・市町	実施について検討中。	未実施	実施に向けて検討する。	
25-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	R2年度	市町	平成30年度に作成及び配布。	ハザードマップを改定し、全戸配布を実施。	令和2年度改訂し、令和3年度配布予定。	想定最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップを作成中。
25-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)	H	R2年度	関東地整				
26-1	・広域避難計画の策定	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	近隣市との協定を締結	広域避難計画は策定していないが、近隣市町間で相互応援の協定を締結している。	近隣市町間で相互応援の協定を締結	近隣市町等と災害協定を締結し、避難場所の相互利用を行う。広域避難計画の策定について検討する。
26-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H.J.Q	R2年度	関東地整・県・市町	近隣市との協定を締結	広域避難計画は策定していないが、近隣市町間で相互応援の協定を締結している。	近隣市町間で相互応援の協定を締結	近隣市町等と災害協定を締結し、避難場所の相互利用を行う。広域避難計画の策定について検討する。
27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町		過去の水害の浸水深を電柱などに標示している。	今後拡充を検討する。	利根川、江戸川について、まるごとまちごとハザードマップを設置。荒川については、設置を検討する。
28-1	・要配慮者利用施設の避難計画の作成	O	R3年度	市町	対象施設なし	各要配慮施設の担当課において、対策を検討中。	福祉担当課と調整しながら支援する。	平成29年度に対象施設の抽出及び説明会を実施した。引き続き、避難確保計画の作成及び訓練の実施について支援する。

具体的な取組の柱				寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町	
28-2	要配慮者利用施設の避難訓練の支援	O	R3年度	市町	対象施設なし	各要配慮施設の担当課において、対策を検討中。	福祉担当課と調整しながら支援する。	平成29年度に対象施設の抽出及び説明会を実施した。引き続き、避難確保計画の作成及び訓練の実施について支援する。
29-1	避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用	I	H28年度から順次実施	市町	—	避難場所として活用できる施設については、指定済み。	引き続き検討する。	民間施設の活用等について災害協定を締結。
29-2	避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	H28年度から順次実施	市町	—	避難場所として活用できる施設については、指定済み。	引き続き検討する。	民間施設の活用等について災害協定を締結。
30	応急的な退避場所の確保	I	R1年度から順次実施	関東地整・市町	—	応急的な退避場所として活用できる場所があるか検討を行う。	実施に向け検討	応急的な退避場所の確保について検討する。
31	避難訓練への地域住民の参加促進	H	R1年度から順次実施	市町	—	町主催の地域防災訓練への参加を促進中	実施に向け検討	地域住民参加の避難訓練を検討している。
32-1	高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	O	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	—	担当課において検討中	実施に向け検討	洪水ハザードマップ(想定最大規模の降雨)の作成後、地域包括支援センター等でハザードマップを掲示する。
32-2	要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	O	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町	—	担当課において検討中	実施に向け検討	洪水ハザードマップ(想定最大規模の降雨)の作成後、要配慮者施設等でハザードマップを掲示する。
33-1	地区防災計画の作成	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整	—	—	—	—
33-2	地域の防災リーダー育成に関する支援	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整	—	—	—	—
34	地域防災力の向上のための人材育成	O,P,Q	R1年度から順次実施	関東地整	—	—	—	—
■防災教育や防災知識の普及・啓発								
35	水防災に関する説明会の開催	B,K	H28年度から順次実施	協議会全体	—	地域防災訓練において、水防作業の訓練や被害実績の照会などを実施している。	引き続き防災訓練や講話を通じて防災意識の普及啓発に努める。	引き続き、出前講座等を実施する。
36	教員を対象とした講習会の実施	K	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県・市町	—	要望に応じて実施を検討する。	要望に応じて実施する。	実施に向けて検討する。
37-1	小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	—	小学校の授業の中で、防災全般についての教育をしている。	要望に応じて実施する。	1つの小学校において、学校安全総合支援事業の一環として、防災教育の実施を検討する。
37-2	中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	—	小学校の授業の中で、防災全般についての教育をしている。	要望に応じて実施する。	1つの中学校において、学校安全総合支援事業の一環として、防災教育の実施を検討する。
38	出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・県	—	—	引き続き実施する。	—
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	K	R1年度から順次実施	関東地整・機構・県	—	—	—	—
2.洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組								
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化								
40	水防団や地域住民が参加する洪水に對しリスクが高い区間や重要水防箇所等の共同点検	R	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	—	国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加。	重要水防箇所等の共同点検へ参加する。あわせて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	未実施
41-1	水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	—	未実施。	未実施。	未実施
41-2	水防団強化を目的とした、水防回廊での連携・協力に関する検討	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	—	未実施。	未実施。	未実施
41-3	水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・市町	—	未実施。	未実施。	未実施
42	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	S	引き続き実施	市町	—	消防団が水防団を兼ねているため、消防団募集の推進を実施	消防団(水防団)については、常時団員募集を行っている。	ポスター掲示、広報紙に掲載。
43	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	U	H28年度から順次実施	市町	—	町内8社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。	未実施	未実施
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立								
44-1	既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構	—	—	—	—
44-2	「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構	—	—	—	—
45	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	AA	R1年度から順次実施	関東地整	—	—	—	—
3.一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動								
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施								
46	既存排水施設・排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成	Z	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県・市町	—	排水計画の策定を検討する。	未定	排水計画の策定を検討する。
47	排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	H28年度から順次実施	協議会全体	—	関係部局と検討する。	未定	町内の排水施設の操作研修を実施している。